平成 23 年度 土壌汚染対策法の施行状況及び 土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果

平成 25 年 5 月

環境省 水·大気環境局

国 次

1.調査の概要	1
1.1 調査目的	
2.土壌汚染対策法の施行状況	2
2.1 平成 23 年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	
2.3 年度別の施行状況	
3.土壌汚染調査事例	16
3.1 土壌汚染状況調査について	16
3.3.1 法第3条に基づく調査	16
3.1.2 法第4条に基づく調査	23
3.1.3 法第5条に基づく調査	24
3.1.4 調査の省略を行った事例	
3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請	
3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例	
3.1.7 調査対象物質・調査方法	
3.1.8 業種区分	
3.2 区域の指定について	
3.2.1 要措置区域等の指定状況	
3.2.2 指定区域対象物質	
3.2.3 業種区分	
3.2.4 汚染の規模(面積・深度・土量)	
3.2.5 事前に伴ってみられた事例	
3.2.6 摂取経路	
3.2.7 汚染原因	
3.2.8 汚染原因者	
3.2.9 汚染原因行為	
4.土壌汚染対策事例	
4.1 措置の指示内容	
4.2 対策の実施内容	51
4.3 認定調査の実施状況	
4.4 汚染土壌の搬出及び処理の状況	
4.5 対策実施後の区域の指定の状況	53
5. 法対象外の事例を含めた調査事例	
5.1 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数	54
5.2 特定有害物質別基準不適合事例数	56
6.自治体の取組状況等	58
6.1 汚染土壌処理施設	
6.2 条例等の制定状況	
6.3 権限を委譲している自治体	
6.4 基金・補助融資制度等	74

1.調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市が把握している土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び108政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壌汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日(平成15年2月15日)から平成24年3月31日までの間に、法第3条、法第4条及び法第5条に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 平成24年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	78	80	82	82	93	96	98	99
調査対象 自治体数	125	127	129	129	140	143	145	146
調査対象年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	100	100	101	106	107	108	108	108
調査対象 自治体数	147	147	148	153	154	155	155	155

2. 土壌汚染対策法の施行状況

2.1 平成23年度の施行状況

1)調査の契機別の施行状況

平成 23 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-6 に示す。図 2-2 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査(以下、「法第3条調査」という。)に関する状況を、図 2-3 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査(以下、「法第4条調査」という。)に関する状況を、図 2-4 は法第3条及び法第4条に規定するもののほか、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査(以下、「法第5条調査」という。)に関する状況を、図 2-5 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請(以下、「法第14条申請」という。)に関する状況を示し、図 2-1 はこれらの概要を示したものである。また、図 2-6 は措置の実施に伴い、指定の解除又は変更の状況を示したものである。

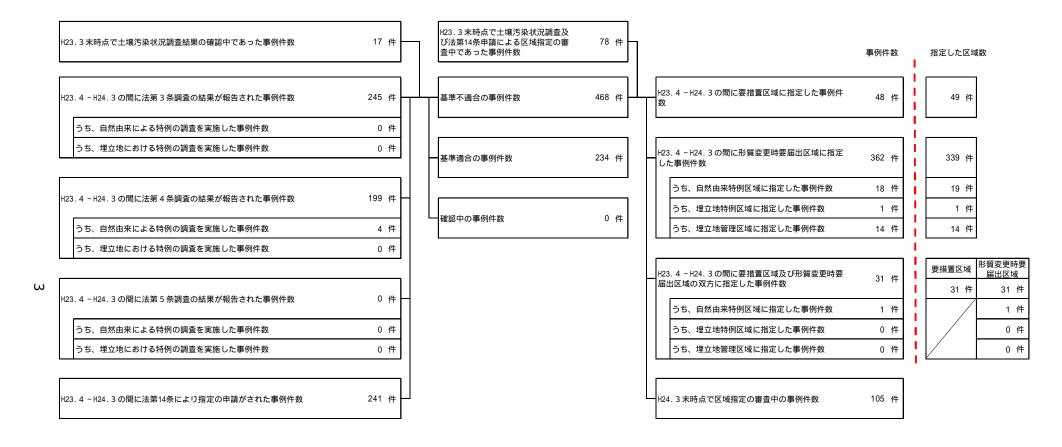
平成 23 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 771 件、法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 245 件、調査義務が一時的免除(旧「調査猶予」)件数は 498 件であった。

平成 23 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 9,525 件、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 180 件、土壌汚染状況調査の結果報告件数は 199 件であった。

平成23年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出は0件であった。

平成23年度における法第14条第1項に基づく指定の申請件数は241件であった。

平成23年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定区域数は80件、法第11条 第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は370件であった。



注1) H22.3 末時点で土壌汚染状況調査結果の確認中であった事例件数は

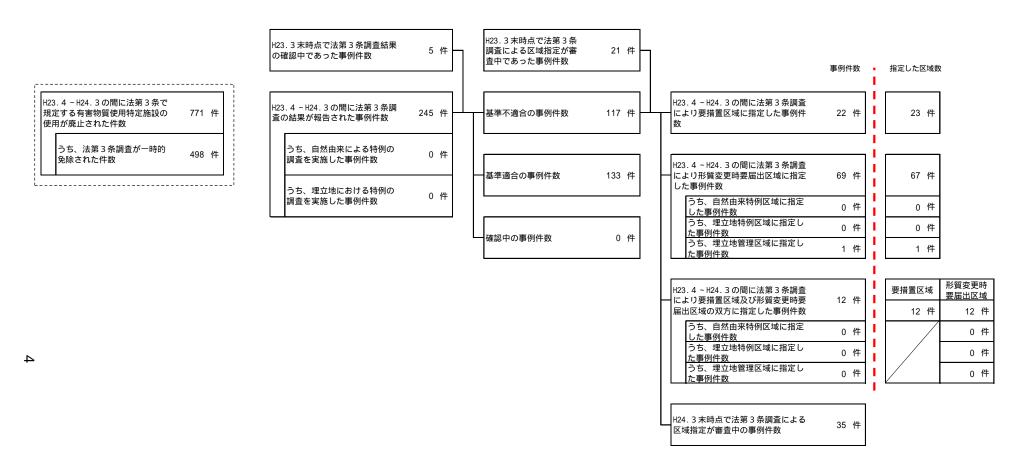
「基準不適合の事例件数」「基準適合の事例件数」「確認中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。

注2) H23.3 末時点で土壌汚染状況調査及び法第14条申請による区域指定の審査中であった事例件数は

H23.4~H24.3の間に指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24.3末時点で区域指定の審査中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。

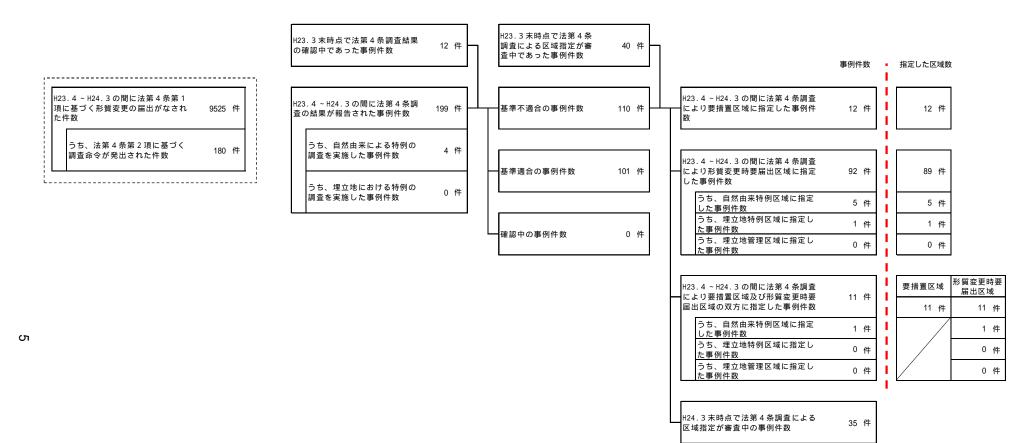
- 注3)要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1件の指定としている場合もあるため、3章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注4)「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-1 法第 3 条調査、法第 4 条調査、法第 5 条調査及び法第 14 条申請の施行状況概要



- 注1) H22.3 末時点で法第3条調査の確認中であった事例件数は
- 「基準不適合の事例件数」、「基準適合の事例件数」、「確認中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に法第3条調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。
- 注2) H23.3 末時点で法第3条調査による区域指定が審査中であった事例件数は
 - H23.4~H24.3の間に法第3条調査により指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24.3末時点で法第3条調査による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に法第3条調査の結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。
- 注3)要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1件の指定としている場合もあるため、3章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注4)「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-2 法第3条調査に関する状況



- 注1) H22.3 末時点で法第4条調査の確認中であった事例件数は
 - 「基準不適合の事例件数」「基準適合の事例件数」「確認中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に法第4条調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。
- 注2) H23.3 末時点で法第4条調査による区域指定が審査中であった事例件数は
 - H23.4~H24.3の間に法第4条調査により指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24.3末時点で法第4条調査による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3の間に法第4条調査の結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。
- 注3)要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1件の指定としている場合もあるため、3章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注4)「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-3 法第 4条調査に関する状況

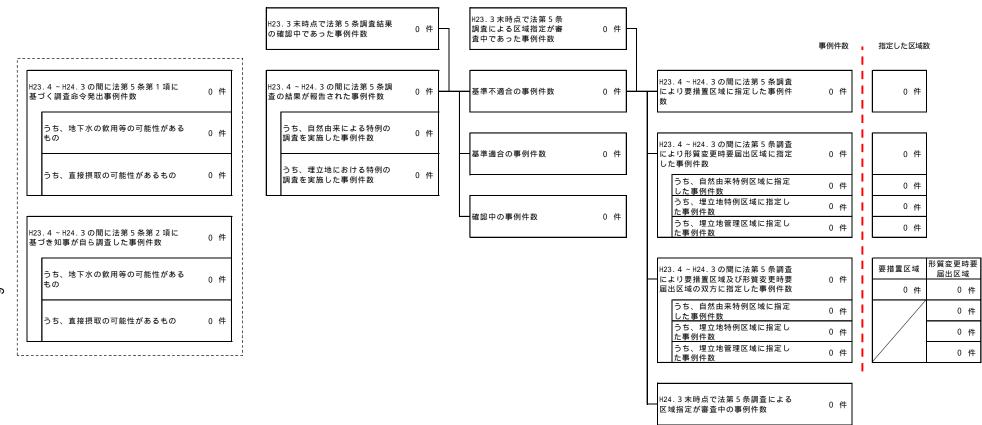


図 2-4 法第 5条調査に関する状況

H23.3末時点で法第14条申請による区域指定が審査中であった事例件数	17 件		事例件数	指定した区域数	
H23.4~H24.3の間に法第14条申請がされた事例件数	241 件	H23.4~H24.3の間に法第14条申請により要措置区域に指定した事例件数	14 件	14 件	
		H23.4~H24.3の間に法第14条申請により形質変更時要届出区域に 指定した事例件数	201 件	183 件	
		うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	13 件	14 件	
		うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0 件	0 件	
		うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	13 件	13 件	
		H23.4~H24.3の間に法第14条申請により要措置区域及び形質変更	8 件	要措置区域	形質変更時要届 出区域
		時要届出区域の双方に指定した事例件数 	0 17	8 件	8 件
ı		うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	0 件	1	0 件
		うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0 件		0 件
		うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	0 件		0 件
		H24.3末時点で法第14条申請による区域指定が審査中の事例件数	35 件	I	

注1) H23.3 末時点で法第14条申請による区域指定が審査中であった事例件数は

H23.4~H24.3の間に法第14条申請により指定された「要措置区域」「形質変更時要届出区域」「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24.3末時点で法第14条申請による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23.4~H24.3 の間に法第14条申請がされた事例件数」の差にて算出している。

- 注2)要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1件の指定としている場合もあるため、3章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注3)「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-5 法第 14 条申請に関する状況

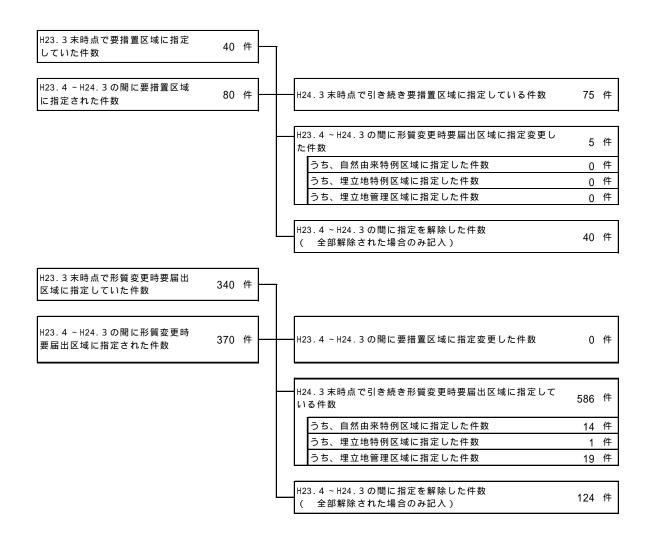


図 2-6 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

平成23年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壤污染状況調査

法第2章 土壤汚染状況調査					
・法第3条関係					
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	771				
調査結果が報告された件数	245				
特定施設を設置していたもの以外の土地の所有者に対する通知件数	450				
有害物質の種類の通知の申請	55				
調査義務が一時的に免除された件数(第1項ただし書き)	498	件			
・法第4条関係					
形質変更の届出件数	9,525	件			
調査命令発令件数	180	件			
調査結果が報告された件数	199	件			
・法第 5 条関係					
調査命令発令件数	0	件			
法第3章 区域の指定等					
・法第 6 条関係(要措置区域)					
指定件数	80	件			
解除件数	40				
形質変更時要届出区域への指定変更件数	5	件			
・法第7条関係 (汚染の除去等の措置)					
措置の指示件数	89	件			
指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	1	件			
・法第 11 条関係(形質変更時要届出区域)					
指定件数	370	件			
解除件数	124	件			
要措置区域への指定変更件数	0	件			
・法第 12 条関係 (形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等)					
届出件数	584	件			
計画変更命令件数	0	件			
・法第 14 条関係 (指定の申請)					
申請件数	241	件			
法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制					
・法第 16 条関係 (汚染土壌の搬出時の届出等)					
届出件数	410	件			
認定調査件数	15	件			
計画変更命令件数	0	件			
・法第 19 条関係 (措置命令)					
措置命令件数	0	件			
・法第 22~25 条関係 (汚染土壌処理業)					
申請件数 / 許可件数	12	件	/	14	件
更新件数	9	件			
事故の届出件数	0	件			
変更の許可申請件数	14	件			
変更の届出件数	40	件			
休止の届出件数	2	件			
廃止の届出件数	1	件			
再開の届出件数	0	件			
改善命令件数	0	件			
許可の取消件数	0	件			
停止命令件数	0	件			
计역 7 辛 排印					
次 第 / 早 年 親 !					
法第7章 雑則 ・法第 54 条関係					
・法第 54 条関係	253	件			
	253 12	件 件			
・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数					
・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数	12	件			
・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数	12 91	件 件			
・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数 ・法第 55 条関係:協議件数	12 91 3	件 件 件			
 ・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数 ・法第 55 条関係:協議件数 ・法第 56 条関係:意見陳述件数 	12 91 3 21	件件件件件			
 ・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数 ・法第 55 条関係:協議件数 ・法第 56 条関係:意見陳述件数 ・法第 65 条関係:違反件数 ・法第 66 条関係:違反件数 	12 91 3 21	件件件件件件			
 ・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数 ・法第 55 条関係:協議件数 ・法第 56 条関係:意見陳述件数 ・法第 65 条関係:違反件数 	12 91 3 21 0	件件件件件			
 ・法第 54 条関係 第 1 項 報告・検査件数 第 3 項 報告・検査件数 第 4 項 報告・検査件数 ・法第 55 条関係:協議件数 ・法第 56 条関係:意見陳述件数 ・法第 65 条関係:違反件数 ・法第 67 条関係:違反件数 	12 91 3 21 0 1	件件件件件件件			

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況は、表 2-1 のとおりである。

法第3条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数、調査結果報告件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、一時的免除件数は、「関東地区」、「中部地区」及び「近畿地区」の順に多かった。

法第4条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「北海道地区」の順に多く、調査命令件数及び調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第6条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「東北地区」及び「九州地区」の順に多く、法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況 (届出・命令・報告等)

(件数)

			法第3条			法第4条		法第6条	法第 11 条	(件数) 法第14条
i	都道府県・ 政令市	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	調査結果 報告件数	一時的免 除件数	形質変更 届出件数	調査命令 件数	調査結果報告件数	要措置区域件数	形質変更 時要届出 区域件数	申請件数
北海道地区	北海道 札幌市 函館市 旭川市	5 1 0 2	1 1 0 1	2 0 0 1	1337 88 24 57	0 0 0	0 0 0 1	0 1 0 0	8 2 1 1	6 3 0 0
X	<u>計</u> 青森県 青森市 八戸市	8 0 0 0	3 1 1 0	3 0 0 0	1506 69 5 18	0 0 0 0	0 0 0	1 0 0 0	12 0 2 1	9 0 2 1
	岩手県盛岡市宮城県	10 0 4	1 0 1	8 0 3	148 30 78	0 0 0	0 0	0 2 0	0 0	0 0
東北地	仙台市	2	0	2	32	1	1	4	1	5
	秋田県	3	1	2	17	0	0	0	1	0
	秋田市	1	0	1	12	0	0	0	1	1
X	山形県 山形市 福島県	11 1 12	0 1 2	11 1 3	98 18 62	0 0	0	0 0 0	0 0 1	0 0
	福島市 郡山市 いわき市 計	0 4 0 48	0 1 0	0 2 0 33	18 11 10 626	0 0 0	0 0 0	0 0 0 6	0 1 0 8	0 1 0 10
	茨城県	26	4	21	201	3	3	2	3	3
	水戸市	1	0	1	19	0	0	0	0	0
	つくば市	15	1	15	21	1	0	1	2	0
	栃木県 宇都宮市 群馬県 部籍市	16 7 7 1	3 1 0 1	16 7 7 0	227 30 96	5 0 8 0	3 0 7 0	3 0 0 0	2 1 1 1	1 0 0 0
	前橋市 高崎市 伊勢崎市 太田市	1 1	0	0 1 1	33 19 35 13	0 0 1 0	0 2 0	0 0 0 1	0	0 0 0 1
	埼玉県	32	10	18	168	15	23	6	17	4
	さいたま市	5	5	0	72	5	2	3	3	1
	川越市	3	2	1	59	0	0	2	3	0
	熊谷市	0	0	0	14	1	1	0	0	0
	川口市	3	2	1	10	0	0	1	0	0
	所沢市	0	0	0	6	1	2	0	0	0
	春日部市	1	0	1	6	0	0	0	0	0
	章 口品 印 草加市 <u>越谷市</u> 千葉県	1 1 10	0 0 0 2	1 0 8	11 16 170	0 0 0 2	0 0 0 2	0 0 0 2	0 0 0 3	0 0 0
	千葉市	1	2	0	56	1	1	1	2	2
	市川市	3	3	0	13	0	1	0	3	0
	船橋市	1	1	0	36	1	1	2	5	3
関東地	松戸市	1	0	0	7	0	0	0	0	0
	柏市	3	1	3	46	0	0	1	1	0
	市原市	2	0	2	20	1	2	0	0	0
	東京都	22	58	19	370	7	22	14	80	76
X	八王子市	9	4	5	33	0	0	2	1	0
	町田市	2	1	1	15	0	0	0	0	0
	神奈川県	14	3	8	62	16	11	4	9	1
	横浜市	59	10	49	88	12	22	0	17	11
	川崎市	9	2	3	35	0	0	0	9	9
	相模原市	7	3	4	26	6	6	2	4	1
	横須賀市	1	0	1	18	3	4	0	4	2
	平塚市	5	0	3	14	3	4	4	7	1
	藤沢市	1	1	1	6	0	0	0	0	0
	小田原市	4	0	4	6	1	1	0	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	厚木市	11	1	9	19	4	3	0	0	0
	大和市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	新潟県	20	4	11	166	4	2	2	2	0
	新潟市	5	0	5	57	1	0	0	0	0
	長岡市	1	1	1	20	1	1	0	1	0
	上越市	4	1	3	23	1	1	0	1	0
	山梨県	11	2	11	109	0	1	3	6	6
	甲府市	0	0	0	15	0	0	0	0	0
	静岡県	9	3	7	129	2	1	0	3	0
	静岡市 浜松市 沼津市 富士市	2 6 0 2	0 2 0 0	1 4 0 1	33 32 12 12	1 1 0 0	1 1 0 0	0 2 0 0	0 1 0 0	0 0 0
	計	347	134	255	2712	108	131	58	192	123
	富山県	8	0	7	88	0	0	0	1	1
	富山市	3	1	3	46	0	0	0	0	0
中部	石川県	3	0	3	52	0	0	0	2	2
	金沢市	3	1	1	26	0	0	2	0	2
	福井県	2	0	2	62	1	2	0	1	0
中部地区	福井市 長野県 長野市 松本市	0 16 2 5	0 0 1 1	0 9 2 3	21 136 23 17	1 0 0 0	0 0 0	0 0 0 0	0 3 0 1	0 3 0 1
	岐阜県 岐阜市	19 1	2 0	8 1	163 12	1 0	1 0	0	1 0	0

(続き)

注) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果の報告件数は、平成23年度は685件(法第3条245件、法第4条199件、法第5条0件、法第14条241件)であり、前年度(519件)より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第 11 条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、 平成 23 年度は 450 件(要措置区域は 80 件、形質変更時要届出区域は 370 件)であり、区域 に指定された件数は前年度(275 件)より増加した。

要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、 平成23年度は164件(前年度は97件)と増加した。

	_		H14 ¹	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	累計
			П14	піэ	піб	пі/	піо	піэ	П20	ПИТ	ПZZ	п23	糸司
法	有	害物質使用特定施設の廃止件数 2	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	7,818
第		調査結果報告件数 ³	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	1,931
3		一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	686	498	6,243
条		小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	743	8,174
法	形	質変更届出件数	ı	-	=	-	-	-	-	-	10,815	9,525	20,340
第 4		調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	450
条		調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	425
2+	調	查命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	5
法第		同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	5
5 条	都	道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
`_	前	年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	37	62	105	137	167	202	380	-
法第	X	域に指定 (B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	1,160
6		要措置区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	125
条		形質変更時要届出区域への指定件数	•	-	-	-	-	-	-	-	230	370	600
法	X	域指定解除 (C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	494
第		要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	51
11 条		形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	210
ボ	引	き続き指定 (A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	-
法 第 14 条	申	請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	330

表 2-2 年度別の施行状況

¹ 平成 14 年度については法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)から平成 15 年 3 月 31 日までの状況である。

² 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者につい一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例、複数の施設に対して行った調査等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

³ 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

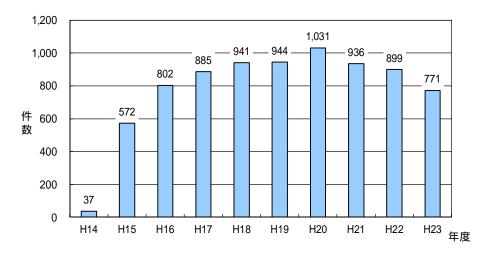
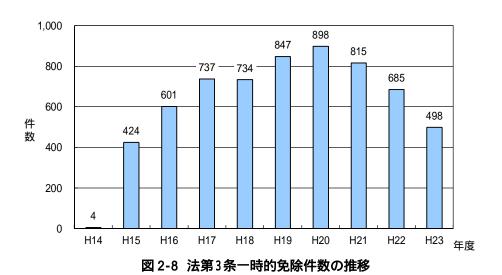


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移



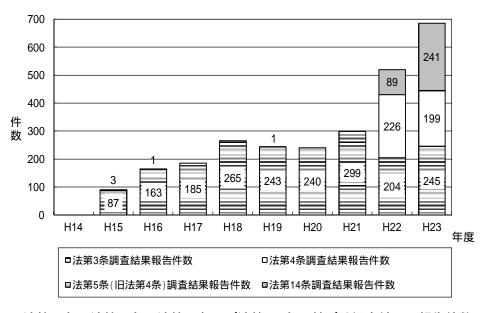


図 2-9 法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく調査結果の報告件数の推移

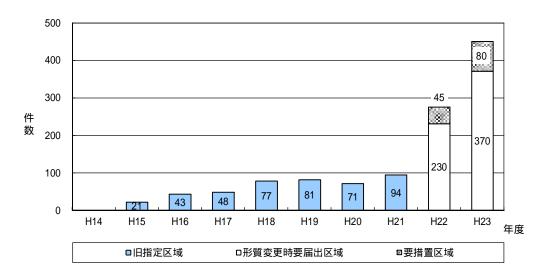


図 2-10 要措置区域等(旧指定区域)指定件数の推移

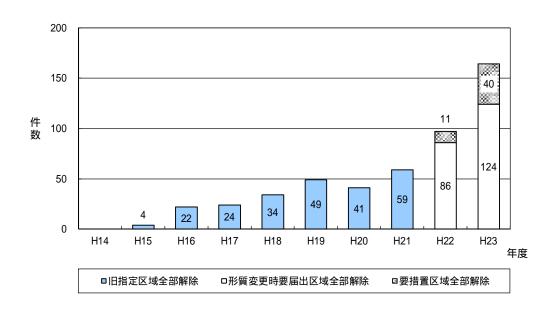


図 2-11 要措置区域等(旧指定区域)の解除件数の推移

3. 土壌汚染調査事例

3.1 土壌汚染状況調査について

3.3.1 法第3条に基づく調査

法第3条調査の契機となる、有害物質使用特定施設の廃止において、施設の種類別にみると、表3-1及び表3-2に示すとおりである。

法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設は、平成23年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。累計においても、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成23年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号(1~71の4に相当する施設)を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」 を参照。

表 3-1 法第 3条調査に関する有害物質使用特定施設(平成 23年度)

(件数:重複回答有)

	与□#土 □ ##÷#		法第3条調査が	(件数:重複回答有
有害物質的	使用特定施設 T		適用された	一時的免除され <i>f</i> 有害物質
業種名	特定施設名及び号番号、記号	를 -	有害物質 使用特定施設	使用特定施設
SEELS TO ADMIN TO LEE TO MINE OF THE WAY	原料処理施設	11、イ	1	0
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	圧搾施設 水洗式脱臭施設	11、八 11、ホ	1	0
	精練機及び精練そう	19、二	2	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、 F	8	2
	薬液浸透施設	19、チ	3	2
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、口	1	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	1	0
TO TO THE POST OF	湿式バーカー	23、□	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フイルム現像洗浄施設	23の2、イ	1	C
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の 2、ロ	2	1
化学肥料製造業	水洗式破砕施設	24、八	1	,
	廃ガス洗浄施設 2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	24、二	1	1
如 ## 充正率/ 朱小牛 ***	洗浄施設	26、イ 26、八	1	1
無機顏料製造業	遠心分離機 廃ガス洗浄施設	26、八 26、ホ	2	
	ろ過施設	27、イ	3	
前二号(25、26に相当する施設注))に掲げ	遠心分離機	27、口	2	
る事業以外の無機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	5	4
	ろ過施設	32、イ	1	(
F1成例作人はロルボ作り表に来	廃ガス洗浄施設	32、二	1	(
	水洗施設	33、□	1	(
合成樹脂製造業	遠心分離機	33、八	1	,
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1	
<u>^</u>	廃ガス洗浄施設	33、リ	2	
合成ゴム製造業	水洗施設 洗浄施設	34、ハ 37、イ	1	
	分離施設	37、口	6	
前6号(31~36に相当する施設注))に掲げ	ろ過施設	37、八	2	
る事業以外の石油化学工業	急冷施設及び蒸留施設	37、二	1	
	廃ガス洗浄施設	37、タ	2	
香料製造業	抽出施設	41、□	1	
第28号から前号(28~45に相当する施設	水洗施設	46、イ	6	
注))までに掲げる事業以外の有機化学工業製品	ろ過施設	46、□	4	•
製造業	廃ガス洗浄施設	46、二	5	
	ろ過施設	47、□	4	
医薬品製造業	分離施設	47、八	3	
	混合施設 廃ガス洗浄施設	47、二 47、ホ	3 2	
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51 O 2	2	
	研摩洗浄施設	53、イ	26	1
ガラス又はガラス製品の製造業	廃ガス洗浄施設	53、□	5	
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	3	
	還元そう	62、イ	1	
非鉄金属製造業	電解施設	62、□	1	
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	7	
ᄼᄝᆁᄆᆁᄔᄽᄭᅛᄴᄰᇚᄝᇸᅜᄽᄼᆂᇚᆂᄣ	焼入れ施設 悪紀 光光 冷かれ	63、イ	2	
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業 を含む。)	電解式洗浄施設 カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、口	4	
- G O . /	アトミリム電極又は鉛電極の化成施設 廃ガス洗浄施設	63、八 63、ホ	1 50	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	220	15
電気めっき	電気めっき施設	66	138	8
先たく業	洗浄施設	67	67	3
写真現像業	自動式フイルム現像洗浄施設	68	5	•
丙院	洗浄施設	68の2、ロ	6	
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	
科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。) に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業 場	洗浄施設	71の2、イ	127	7
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	
前各号(1~71の4に相当する施設注))を除	洗浄施設	71の 5	100	6
<	蒸留施設	71の 6	13	
	し尿処理施設	72	1	
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理 施設)を除く	排出水処理施設	74	5	
É	計		872	54

注)1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3条調査に関する有害物質使用特定施設(累計)

(件数:重複回答有)

有害物質値	更用特定施設 T		法第3条調査が 適用された	一時的免除された 有害物質使用特定
業種名	特定施設名及び号番号、記	号	有害物質 使用特定施設	施設
	原料処理施設	11、イ	1	0
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	圧搾施設	11、八	1	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	1	0
	原料浸せき施設	19、八	1	0
	精練機及び精練そう シルケツト機	19、二	11	2
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	シルググト機 漂白機及び漂白そう	19、ホ 19、ヘ	<u>2</u> 4	1
が複条人は繊維を加める追案合 ひくは加工条	染色施設	19、ト	50	27
	薬液浸透施設	19、チ	7	8
	のり抜き施設	19、リ	1	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、口	4	1
	原料浸せき施設	23、イ	2	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	湿式バーカー	23、口	1	0
	抄紙施設	23、チ	7	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フイルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の 2、イ	8	9
	水洗式破砕施設	24、八	1	1
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設	24、二	1	7
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造	塩水精製施設	25、イ	0	1
*************************************	電解施設	25、口	0	1
	洗浄施設	26、イ	4	5
無機顔料製造業	ろ過施設	26、口	3	5
The second secon	遠心分離機	26、八	1	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	5	18
	ろ過施設	27、イ 27、ロ	7	20 15
前二号(25、26に相当する施設注))に掲げ	反応施設	27、 🗅	0	15
る事業以外の無機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	9	43
	湿式集じん施設	27、JV	0	6
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	1
	ろ過施設	32、イ	1	2
有機顔料又は合成染料の製造業	遠心分離機	32、八	0	2
	廃ガス洗浄施設	32、二	1	1
	縮合反応施設	33、イ	0	1
	水洗施設 遠心分離機	33、口	<u>2</u> 1	3
合成樹脂製造業	静置分離器	33、二	2	2
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1	1
	廃ガス洗浄施設	33、IJ	2	2
合成ゴム製造業	水洗施設	34、八	1	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、□	0	1
	廃ガス洗浄施設	35、八	0	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設	36、八	0	1
	洗浄施設 八離校記	37、イ	3	15
前6号(31~36に相当する施設注))に掲げ	<u>分離施設</u> ろ過施設	37、口	10	25
前も号(31~30に相当する施設注))に掲りる事業以外の石油化学工業	う過/ 急冷施設及び蒸留施設	37、二	1	3
0 3/3K 2/1 to 1/1/10 3 ±3K	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2
	廃ガス洗浄施設	37、タ	5	12
圣 权制准器	洗浄施設	41、1	1	0
香料製造業	抽出施設	41、口	2	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	2
第28号から前号(28~45に相当する施設	水洗施設	46、1	9	26
注))までに掲げる事業以外の有機化学工業製品 製造業	ろ過施設 感ガス洗浄体記	46、口	10	38
农但未	廃ガス洗浄施設 ろ過施設	46、二 47. □	9 5	39
	分離施設	47、口 47、八	5 4	19 27
医薬品製造業	混合施設	47、二	4	14
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	4	22
農薬製造業	混合施設	49	1	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	2
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の 2	3	23
	洗浄施設	52、イ	2	0
	石灰づけ施設	52、□	1	0
支革製造業	タンニンづけ施設	52、八	1	0
	クロム浴施設	52、二	26	0
	染色施設	52、ホ	2	0
	研摩洗浄施設	53、イ	67	200

(続き)

有害物質低	使用特定施設		法第3条調査が 適用された	一時的免除された 有害物質使用特定
業種名	特定施設名及び号番号、記号	를	有害物質 使用特定施設	施設
	水洗式破砕施設	58、イ	9	20
 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式分別施設	58、□	1	1
素素原作(プロ条原件を占む。) の相表集	酸処理施設	58、八	1	1
	脱水施設	58、二	0	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、口	0	3
	還元そう	62、イ	1	3
非鉄金属製造業	電解施設	62、□	1	6
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	14	32
	湿式集じん施設	62、へ	1	2
	焼入れ施設	63、イ	21	33
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業	電解式洗浄施設	63、口	7	13
を含む。)	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	3	9
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	121	254
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	570	1641
電気めっき	電気めっき施設	66	493	1282
洗たく業	洗浄施設	67	377	593
写真現像業	自動式フイルム現像洗浄施設	68	10	9
	ちゆう房施設	68の2、イ	10	6
病院	洗浄施設	68の2、口	39	35
	入浴施設	68の2、八	9	5
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、口	1	0
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業	洗浄施設	71の2、イ	444	897
場	焼入れ施設	71の2、ロ	2	1
一般廃棄物処理	焼却施設	71の 3	11_	0
 産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	2	8
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	10
前各号(1~71の4に相当する施設注))を除	洗浄施設	71の 5	345	1384
<	蒸留施設	71の 6	37	157
し尿処理	し尿処理施設	72	1	1
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理 施設)を除く	排出水処理施設	74	16	38
É	計		2874	7147

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

2) 使用されていた特定有害物質

調査結果が報告された施設において、使用されていた特定有害物質は表 3-3 に示すとおりである。使用されていた特定有害物質は、「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。

表 3-3 使用されていた特定有害物質(平成 23 年度)

		表 3-	<u> </u>	Z.	-/13	Ú	10	_				<u> </u>	書	127	又	1	T/	J., 4													
								Г	VOC	(第一	種)								重金	属等(第二	種)	1				農薬等	(第:	=種)	$\overline{}$	
			施	設数	四	-	-	シュ	-	ジカ	テト	-	-	+=	ペン	カ ド	六価	ショ	水銀	ア	t	鉛	砒	ふっ	ほう	ショ	チ	£	ポリ	有雌	
				(計)	塩化	=	-	ス	Ξ	クロ	∍	-	-	2	ゼ	Ė	ク	アン	及	ルキ	レン	及 び	索及	索	う索	マジ	オベ	ウラ	塩	機り	
					炭素	ジ	ジ	-	ジ	ロメ	クロ	_	-		ン	ウム	Δ Δ	化合	びそ	ル	及 び	その	びそ	及び	及 び	ン	ンカ	Д	化ビ	化化	
					SR.	ク	2	=	2	ş			_	I		及	化	物	の	水銀	そ	化	の	そ	そ		ル		フェ	合	合計
有害\$	物質使用特定施設							ジ		ン	エチ	١	١	チレ		びそ	合物		化合	300	の 化	合物	化合	の化	の化		ブ			物	^
	施設名及び号番号、記号)					I		2	J		V	2	2	ン		o o	100		物		合	120	物	合	合				ル		延べ
						タ	チ				ン					化					物			物	物				^		数
						ン	レン	ㅁ	ベン			ㅁ	П			合物													P C		_
								チ				タ	タ																В		
								レン				ン	ン																_		
								-																							
				%																											
動物系飼料又は有機質肥	原料処理施設	11、イ	1																						1					-	1
料の製造業	圧搾施設	11、八	1	0.1																					1					\vdash	1
	水洗式脱臭施設 精練機及び精練そう	11、ホ	2	0.1	- 1					-	- 4	- 4					- 4							- 4	1						1
紡績業又は繊維製品の製	染色施設	19, F	8	_	2					2	2	4		2			8		_					2						\vdash	22
造業若しくは加工業	薬液浸透施設	19、チ	3	0.3	1					1	2	1					1							1						\Box	7
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、口	1	0.1																					1						1
パルプ、紙又は紙加工品	原料浸せき施設	23、イ	1	0.1																					1					\vdash	1
の製造業	湿式パーカー 自動式フイルム現像洗浄	23、□	1	0.1				<u> </u>		Щ						_	\vdash			\vdash	_		H		1	-	\vdash			,	1
	施設	23の2、イ	1	0.1				L																	1	L					1
又は製版業	自動式感光膜付印刷版現	23の2、ロ	2	0.2										1		П	1	1						1	1					ı	5
	像洗浄施設 水洗式破砕施設	24、八	1	0.1				\vdash						_		\dashv	H	=i		\vdash	\dashv		H	1	H		\vdash	\vdash	-1	\neg	- 1
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設	24, =	1	0.1																				H						\neg	
	洗浄施設	26、1	1	0.1												1															1
無機顏料製造業	遠心分離機	26、八	1	0.1																口			ш				Ш			آب	
前二号(25、26に相	廃ガス洗浄施設	26、ホ	2	0.2				<u> </u>		Н						_					_		H	2	2	-				-	4
削二号(25、20に相 当する施設注))に掲げ	ろ過施設	27、イ	3	0.3						1						1	1	1			1	2		2	2					\vdash	11
る事業以外の無機化学工	遠心分離機	27、□	2	_						_						_	_	1						_	_					_	1
業製品製造業 有機顔料又は合成染料の	廃ガス洗浄施設 ろ過施設	27、ヌ 32、イ	5	0.6	- 1	- 1				-	- 1			- 1	- 1	1	1	1	- 1		- 1	1	-	3	1				- 4	-	10 15
製造業	廃ガス洗浄施設	32, =	1	0.1	1	1				1	1			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1				1		15
	水洗施設	33、口	1							1	1			1					T i				,	1	T i						4
	遠心分離機	33、/\	1	0.1		1																									1
合成樹脂製造業	ガス冷却洗浄施設及び蒸 りゆう施設	33、ホ	1	0.1																				1							1
	廃ガス洗浄施設	33, IJ	2	0.2						1	1			1										2						\neg	- 5
合成ゴム製造業	水洗施設	34、/\	1	0.1						·																					
前6号(31~36に相	洗浄施設	37、イ	1	0.1		1	1	1							1		1	1	1				1		1						9
当する施設注))に掲げ	分離施設	37、口	6							1				1	5															\vdash	7
る事業以外の石油化学工	ろ過施設 急冷施設及び蒸留施設	37、八 37、二	2	0.2		1	4	-							4		4	- 4	- 1				- 1		- 4						
*	度ガス洗浄施設	37、夕	2			1									1		-						-	1	1						4
香料製造業	抽出施設	41、□	1	0.1		1				1				1	1		1	1	1			1	1						1		10
第28号から前号(28	水洗施設	46、イ	6	0.7	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	32
~ 4 5 に相当する施設 注))までに掲げる事業	ろ過施設	46、□	4	0.5						1														1	3						- 5
以外の有機化学工業製品		46、二	5							- i							4	4				4			-						_
製造業	廃ガス洗浄施設 ろ過施設	47、 □	4	0.6		1				2				- 1	2		- 1	1	- 1			- 1	- 1	3					4		13
	分離施設	47、 J.	3	0.3		1				1				1	3		1	2	1			1	1						1	-	13
医薬品製造業	混合施設	47、二	3	0.3			1			T.								1	1				T i	1	1						5
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	2	0.2						2					1																3
自動車用タイヤ若しくは 自動車用チューブの製造																															
業、ゴムホース製造業、	直接加硫施設	51 D 2	2	0.2																								2			2
工業用ゴム製品製造業	THE 14 MAY 24 AV	50 4					-	Η.		_	_					_			_											\vdash	
ガラス又はガラス製品の 製造業	研摩洗浄施設 廃ガス洗浄施設	53、イ 53、ロ	26	3.0 0.6			1	_ 1		1	1	_ 1		1		3						18	10	11	16					-	70 0
窯業原料(うわ薬原料を 含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58, 1	3	0.3						T				- 1								2		J	-1					\neg	- 3
さじ。)の精製業	還元そう	62、1	1	0.3				-		H				-		-	1			\vdash	-	-	H		-		H			\vdash	1
非鉄金属製造業	電解施設	62, □	1	0.1												1	-													\dashv	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	7	0.8												2	3	2	2		1	3	4	3	3						23
	焼入れ施設	63、 イ	2	0.2												1	1	1		ot		1	ш		1					<u>بــــا</u>	5
金属製品製造業又は機械 器具製造業(武器製造業	電解式洗浄施設 カドミウム電極又は鉛電	63、口	4					-		_ 1	1	1	\vdash	1		_	4	1	1		_	1	\vdash	1	1	-		\vdash			13
部兵表担果 (氏部表担果 を含む。)	極の化成施設	63、/\	1	0.1				L								1										L				لـــــا	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	50	5.7	1		4	2		6	2	5		9	2	6	21	11		П	3	22	3	23	17	Ľ	Д	П	1	口	138
酸又はアルカリによる表 面処理	表面処理施設	65	220	25.2	2	2	8	5		12	3	5	4	16	4	9	63	41	6		2	43	13	134	67				3	,	442
電気めっき	電気めっき施設	66	138	15.8	_ 1	1	3	2		2	3	4	2	11	2	6	52	64	2		5	39		41	68						308
洗たく業	洗浄施設	67	67	7.7			3	3			65	1		5										3							80
写真現像業	自動式フイルム現像洗浄 施設	68	5	0.6																					5					.	5
病院	洗浄施設	68の2、ロ	6	0.7											1	1	5	4	5			3		1	2						22
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0.1						1							1	1	1												4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に																Ī			Ī		- 1									ıĪ	Ī
に係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査	洗浄施設	71の2、イ	127	14.6	50	37	22	21	22	59	31	30	22	33	54	47	62	72	57	16	37	62	51	70	68	19	17	21	16	21	1017
又は専門教育を行う事業																															ĺ.
場 産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	0.1												-					_		H						1	\vdash	- 1
前各号(1~71の4に	洗浄施設	7105	100				4	4		42	17	4	1	37		2	2	2				5		3	2					\neg	125
相当する施設注))を除く	蒸留施設	71の6	13				2	3		4		1	1	5			1					1		J						\exists	20
し尿処理	し尿処理施設	72	1	_			_	Ť		1	Ť	Ħ	mi			-	1	1	1								H			\dashv	4
前2号(72し尿処理施			Ė														T	T												T	
設、73下水道終末処理 施設)を除く	排出水処理施設	74	5	0.6	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	4	2	2		1	1	2	2	3						33
	合計		872	100	62	52	53	46	24	154	139	60	32	134	83	86	243	218	86	17	52	212	91	325	279	20	18	24	27	22	2559
	-4 81		012	100	02	52	- 55	40	24	104	103	00	32	104	03	00	240	210	00	- 17	JZ	414	31	523	213	I 20	10	24	21	. ~~	2003

注) 1 ~ 71 の 4 に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

3) 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設において使用されていた特定有害物質

法第3条に規定する有害物質使用特定施設の廃止のうち、調査が一時的免除となった特定施設の特定有害物質別の件数は、以下に示すとおりである。なお、表 3-4 は平成 23 年度に一時的免除が確認された事例を、表 3-5 は法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)以降に確認された事例の累計を示している。

調査が一時的免除となった施設は、平成 23 年度においては、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-4 法第 3 条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(平成 23 年度)

		/ /J \ DI ''	_		_				Voc	第一	插)							JIV		属等			' '			_		9(第	三番 /		
									V 0 C					Ι.						與可					Ι.			7 (30		Ι.	
			施	設数	四塩	-	-	シス	-	ジク	テト	-	-	トリ	ベン	カド	一一個	シア	水銀	7	セレ	鉛及	砒素	ふ	ほう	シマ	チオ	チゥ	ポリ	有機	
			(男	(計)	化炭	Ξ	-	_	Ξ		ラク	-	-	クロ	ゼン	ミゥ	価クロ	ン化	及び	ルキ	ン及	び	素及び	索及	素及	マジン	ベン	5	塩ル	i)	
					灰素	ジ	ジ	-	ジ	Х		-	Ė		_	A	Д	合	モ	ル水	び	その	そ	び	び	_	b	Δ.	化ビ	化	숨
						クロ	クロ	=	クロ	タン	п	ŀ	ŀ	エチ		及び	化合	物	の化	銀	その	化合	の化	その	その		ルブ		고 ェ	合物	計
	物質使用特定施設							ジ			チ	ij	ij	レ		そ	物		合		化	物	合	化	化		_		=	199	延
(業種名、特定	施設名及び号番号、記号)					エタ	エチ	クロ	ブロ		レン	クロ	クロ	ン		の化			物		合物		物	合物	合物				ル		~
						シ	レ		~		_					合					193			193	199				P		数
							ン	エチ	ン			エタ	エタ			物													C B		
								レン				シ	シ																٥		
								ン																							
紡績業又は繊維製品の製	精練機及び精練そう	19、二	1	0.2																											
造業若しくは加工業	染色施設	19、 F	2	0.4	1					1	1	1					2						_	1		<u> </u>					7
木材薬品処理業	薬液浸透施設 薬液浸透施設	19、チ 22、ロ	1	0.4		_	_		_		1	-	┢		-	-	-	-			_	-		-	1	-		-	-	-	1
新聞業、出版業、印刷業	自動式感光膜付印刷版現	2307 2	1	0.2										-1											Τ΄						-
又は製版業	像洗浄施設 水洗式破砕施設	24、八	'	0.2								-	-	_ '		-						-		_	-			-	-		
化学肥料製造業	水流式飯幹施設 廃ガス洗浄施設	24、八	1	0.2				Н			H				 		t		Н			\vdash	t	\vdash	H	t	t		 	 	Γ,
	洗浄施設	26、イ	1	0.2												1															1
無機顔料製造業	遠心分離機	26、八	1	0.2												_							_					_	_		
前二号(25、26に相	廃ガス洗浄施設 ろ過施設	26、ホ 27、イ	2	0.4	\vdash			Н		-	\vdash	-	\vdash	\vdash	-	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash			4	H	2	1 4	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	-	4
当する施設注))に掲げ	遠心分離機	27, 🗆	2	0.4				Н			H						\vdash	- 1	H			1		-	H		 				4
る事業以外の無機化学工 業製品製造業	魔ガス洗浄施設	27、以	1	0.4				Н			\vdash							-	Н				l –	2		\vdash					-
	遠心分離機	33、八	1	0.2		1																									1
合成樹脂製造業	ガス冷却洗浄施設及び蒸	33、ホ	1	0.2																				1							1
	リゆう施設 廃ガス洗浄施設	33, IJ	1	0.2		_	_		_		H	-	┢		-	-	-	-			_	-		1	-	-		-	-	-	- 1
合成ゴム製造業	水洗施設	34, /\	1	0.2																				-							
前6号(31~36に相	分離施設	37、□	6	1.1						1				1	5																7
当する施設注))に掲げ る事業以外の石油化学工	ろ過施設	37、/\	2	0.4																											
業	廃ガス洗浄施設	37、タ	2	0.4		1									1									1	1						4
第28号から前号(28 ~45に相当する施設	水洗施設	46、イ	6	1.1	1	- 1	1	1	- 1	3	- 1	- 1	1	- 1	1	1	- 1	- 1	1	1	- 1	1	- 1	3	3	1	1	1	1	1	32
注))までに掲げる事業	ろ過施設	46、口	4	0.7						- 1														1	3						5
以外の有機化学工業製品 製造業	廃ガス洗浄施設	46、二	5	0.9													1	1				1		3							6
彩 坦莱	ろ過施設	47、□	3	0.6						- 1					1			1						<u> </u>							3
医薬品製造業	分離施設	47、 /\	2	0.4											2			1													3
区采吅农坦来	混合施設	47、 I	3	0.6			1											1	1					1	1						5
白針本田なくわざしくは	廃ガス洗浄施設	47、ホ	2	0.4						2					1								1	-							3
自動車用タイヤ若しくは 自動車用チューブの製造	±+0+0 70 ₩ 00	54.00.3	١,																									١.,			
業、ゴムホース製造業、 工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51Ø 2	2	0.4																								2			2
	研摩洗浄施設	53、 イ	18	3.3				H			\vdash		\vdash		 			\vdash	H			12	7	8	15		1		\vdash		42
製造業	廃ガス洗浄施設	53, 🗆	2	0.4																			i i	2							2
窯業原料(うわ薬原料を	水洗式破砕施設	58、 イ	3	0.6																		2			1						.3
含む。)の精製業	遺元そう	62、 イ	1	0.2				Н			H						1		Н			F	t								1
非鉄金属製造業	電解施設	62、口	1	0.2												1															1
	廃ガス洗浄施設 焼入れ施設	62、ホ 63、イ	4	0.7	\vdash			\vdash		<u> </u>	\vdash	-	-	 	-	1	2	1	_1		1	1	3	1	1	⊢	+-	\vdash	\vdash	-	12
金属製品製造業又は機械	電解式洗浄施設	63, 🗆	3	0.2				Н		1	H		<u> </u>		t	t	3	 	Н				l		t '		t		T	t	4
器具製造業(武器製造業 を含む。)	カドミウム電極又は鉛電 極の化成施設	63、/\	1	0.2												1															1
	極の化成施設 廃ガス洗浄施設	63、ホ	25	4.6	1			H		1	Н	1		.3		2	g	4	H		1	.5	1	10	4		1				42
酸又はアルカリによる表	表面処理施設	65	151	27.6	1	1				3				1	1	1	25	18	- 1			٩	7		33						194
面処理 電気めっき	電気めっき施設	66	85	15.5	-			\vdash		Ť	1	4	\vdash	+	H '	4	19	32	H			16	-	10	33		 	 	\vdash	 	114
洗たく業	洗浄施設	67	30	5.5							29			2			,,,	- 52						1	0.0						32
写真現像業	自動式フイルム現像洗浄	68	3	0.6									_												3			_	_		3
	施設 洗浄施設	68の2、□	_ 1	0.2											_ 1	L								┢	_ 1	L					2
科学技術(人文科学のみ)																															
に係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査	洗浄施設	71の2、イ	78	14.3	32	27	13	13	15	39	18	21	15	21	34	31	36	47	33	9	27	38	31	50	41	12	10	13	R	13	647
又は専門教育を行う事業			٠. ا		ا ا							- '	``	-	١ٽ	ັ່	້	l ''	55			۱		"	Ι΄	'`			ا ا		"
場 産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	0.2				\vdash					\vdash		 	1		 	\vdash				 	\vdash	\vdash		 	 	1	 	4
前各号(1~71の4に	注	71005	68	12.4				Н		30	9	\vdash	\vdash	21	 		1	1	Н			1	 	\vdash	1	t	1			 	64
相当する施設注))を除	蒸留施設	7100 6	6	1.1				Н		1	Ť	\vdash	\vdash	<u> </u>	 		'	Ė	Н			r	 	\vdash	T '	t	1			 	1
前2号(72し尿処理施			Ť					Н		Ė	Н						\vdash	\vdash	Н					\vdash	\vdash				\vdash		<u> </u>
設、73下水道終末処理	排出水処理施設	74	3	0.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	2	2	1					23
施設)を除く	O th	-									<u> </u>		 . -			 . .	1.0-			4.0			t -	10-	<u> </u>	١	 . .		1.	<u> </u>	105
	オス体記け 「水質法薬		547	100		32	16	15		85 た 絵用		26	17	53	48	41	102	110	38	10	31	88	51	195	148	13	11	16	10	14	1285

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-5 法第 3 条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(累計)

	表 3-5 法	第3	余記	周1	1 7.)\ <u> </u>	- Hź	3 H;		派		な	つ	<i>ا</i> ت	有 i	雪狗	刎貨	€1 9	<u>e</u> ,	属等	涯	.他	設	(系i			亨(第:	= ## \		
	物質使用特定施設 施設名及び号番号、記号)	,	施設(累		四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ピフェニル(PCB)	有機りん化合物	合計 (延べ数)
	精練機及び精練そう	19, =	2	%						1														1		H	 	 	\vdash		2
紡績業又は繊維製品の製	シルケツト機	19、ホ	1	0.0						1														1							2
造業若しくは加工業	漂白機及び漂白そう 染色施設	19、ヘ 19、ト	27	0.0	1					3	1	1		1			21							5	2						35
木材薬品処理業	薬液浸透施設 薬液浸透施設	19、チ 22、ロ	8	0.1						2	3			1										2	1	H	 	\vdash	H		9
新聞業、出版業、印刷業	自動式フイルム現像洗浄 施設	23の2、イ	9	0.1						2							2							1	4						9
又は製版業	自動式感光膜付印刷版現 像洗浄施設	23の2、ロ	6	0.1							2			2			1							1							6
化学肥料製造業	水洗式破砕施設 廃ガス洗浄施設	24、八 24、二	7	0.0																				1 5	1						1 E
水銀電解法によるか性 ソーダ又はか性カリの製	塩水精製施設	25、イ	1	0.0															1												1
造業	電解施設	25、口	1	0.0															1								<u> </u>	<u></u>			1
無機顏料製造業	洗浄施設 ろ過施設	26、イ 26、ロ	5	0.1																		1		2	4						7
m M. M. T. T. 花足未	遠心分離機 廃ガス洗浄施設	26、八	18	0.0												4	1 1	H		H		H		11	12	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	28
前二号(25、26に相	ろ過施設	27、イ 27、ロ	20	0.3										1		F.	5	4			1	5	1	8	_						30
当する施設注))に掲げ る事業以外の無機化学工	遠心分離機 反応施設	27、^	10	0.0													3	1					3	Ľ	3		E	匚	匚	口	1
業製品製造業	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	27、ヌ 27、ル	43 6	0.6												1	4	9			1	2	1	25 2	9				\vdash		55
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設 ろ過施設	31、イ 32、イ	1 2	0.0	1						1						-								-1	F			F	F	2
有機顔料又は合成染料の 製造業	遠心分離機	32、/\	2	0.0													1	1							1						3
	廃ガス洗浄施設 縮合反応施設	32、二 33、イ	1	0.0						1															1						1
	水洗施設 遠心分離機	33、□ 33、八	3	0.0		- 1																1		2	1		<u> </u>	_			4
合成樹脂製造業	静置分離器	33, =	2	0.0		1										1						1									3
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1	0.0																				1			<u> </u>			Ш	1
合成ゴム製造業	廃ガス洗浄施設 水洗施設	33、リ 34、八	1	0.0											1									1							2
有機ゴム薬品製造業	分離施設 廃ガス洗浄施設	35、□ 35、八	1	0.0																						H	1	H	H	H	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設	36、八	1	0.0																				1							1 21
前6号(31~36に相	洗浄施設 分離施設	37、イ 37、ロ	15 25	0.2		5				2	1	3	1	4	16									Ľ	'						32
当する施設注))に掲げ る事業以外の石油化学工	ろ過施設 急冷施設及び蒸留施設	37、八 37、二	3	0.0		1												3												H	1
業	蒸りゆう施設	37、ホ 37、タ	12	0.0		6					-	2	- 1	2	,									-	-1						19
写真感光材料製造業	廃ガス洗浄施設 感光剤洗浄施設	43	2	0.0							Ė	,		_			1	1						Ľ							2
第28号から前号(28 ~45に相当する施設	水洗施設	46、1	26	0.4	4	3	2	1	1	7	6	3	2	3	4	1	4	10	1	1	2	2	1	7	4	2	1	1	1	2	76
注))までに掲げる事業 以外の有機化学工業製品 製造業	ろ過施設 廃ガス洗浄施設	46、□ 46、二	38	0.5	6	4	1			8	4	1	1	1	4	1	1	6				2		18	4	1			H		50
表足 兼	ろ過施設	47、口	19	0.3	3	2	1			8	1	1	1	1	5			5	3		1	3	1	3	4	1				1	45
医薬品製造業	分離施設 混合施設	47、八 47、二	27 14	0.4	4	5 1	1	1		15 5	1	1	1	1	10			2	2		1	1	1	2	1	1	ļ		 	1	62 17
第2条各号に掲げる物質	廃ガス洗浄施設	47、ホ	22		3	4	1	1		12	1	1	1	1	7			7	2			1		2	6	1	F			1	52
を含有する試薬の製造業 自動車用タイヤ若しくは	試薬製造施設	50	2	0.0	1	1				1	1				1							1		1	1		<u> </u>			Ш	8
自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、 工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51 Ø 2	23							1												3					10	12			26
ガラス又はガラス製品の 製造業	研摩洗浄施設 廃ガス洗浄施設	53、イ 53、ロ	200 29	0.4			1	L		7	2	E		9			1				2	114	39 2	101 27	4						372 38
窯業原料(うわ薬原料を	水洗式破砕施設 水洗式分別施設	58、イ 58、ロ	20 1	0.3				F							\vdash	3	3				2	15		3	12	\vdash	H	\vdash	\vdash	HĪ	38
含む。)の精製業	酸処理施設	58、八 58、二	1	0.0																				1							
鉄鋼業	脱水施設 ガス冷却洗浄施設	61, 🗆	3	0.0													1				1	1		1							3
非鉄金属製造業	還元そう 電解施設	62、イ 62、ロ	3 6	0.0				L			L		L		L		1	4				1	1	L		Ľ		L			4 €
	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	62、ホ 62、ヘ	32 2	0.5										1	1	4	5	3	1	\vdash	2	6	7	15		\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	52
金属製品製造業又は機械	焼入れ施設 電解式洗浄施設	63、 f 63、 🗆	33 13	0.5						4				4		-	2	10				2	-	1	13						36
	電解式洗浄施設 カドミウム電極又は鉛電 極の化成施設	63、 /\	9	0.1						- 1						9	9				1	1		3	<u> </u>	1			М	М	11
酸又はアルカリによる表	廃ガス洗浄施設	63、ホ	254	3.6	3	4	2	2	2	7	4	4	2	9	5	13		48	3		4	63	14	132		1	1	1	1	2	462
酸スはアルカリによる衣 面処理 電気めっき	表面処理施設電気めっき施設	65 66	1,641	23.0	3	4	1	2	1	54 28	6	6 7	1 2	55 59	_ ~	16	_	202	8	Н	13		52 11	94.4 260	359 446	H	\vdash	\vdash	₽	1	2,349
洗たく業	洗浄施設 自動式フイルム現像洗浄	67	593	8.3		ľ	1	1		7	546	_	Ĺ	9	-	1	3	2	1			1		15		匚	\sqsubseteq	\sqsubseteq	_1	Ë	617
写真現像業	自動式 ノイルム現像洗浄施設 ちゆう房施設	68 68の2、イ	9	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	2	1		2		1	7	\vdash	\vdash	\vdash	1	\vdash	30 27
病院	洗浄施設	68の2、□	35	0.5	2	1	2	3	1	7	2	1	1	3	9	6	5 14	29		1	3	11	5	7	11				1		136
自動式車両洗浄	入浴施設 自動式車両洗浄施設	68の2、八 71	5 1	0.1	1		1	2			1				1		1	5	3 1	1		3			1		上	世	世		24
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に	洗浄施設	71の2、イ	897	12.6	295	229	133	137	125	358	183	166	140	212	346	349	419	455	382	105	277	447	359	484	384	104	96	97	106	127	6,515
関する研究、試験、検査 又は専門教育を行う事業	焼入れ施設	71の2、ロ	1	0.0	1	1				1					1	1	1	1	1			1	1	1	1						12
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	8	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	5	1		2	3	2	2	2	Ħ	E		Ħ		34
前各号(1~71の4に	產業廃棄物処理施設 洗浄施設	71の4、ロ 71の5	1,384	0.1 19.4	2	4	4	6	3	707	194	6	4	498	3		36	35	2		2	22	2	30	25	1	1	2	10	1	1,597
相当する施設注))を除 く し尿処理	蒸留施設 し尿処理施設	71 Ø 6 72	157	22	2	3	1	1	2	79	27	4	1	61	2	1	6	3	2		2	4	3	3	2	1	1	1	1	1	214
カ 前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理	排出水処理施設	72	38	0.0	,	,	,	2	,			,	,	,	E		13	12	,		,	12	7	22	12	-	4	4	-	1	126
施設)を除く					-	2			-	4 ^ -						<u> </u>	_				~-					Н	H	 	\vdash	H	
E) 1 ~ 71 の 4 に相当る	合計		7,147	100	342						1,005	242	165	954	452	450	1,641	1,435	447	109	339	1,209	514	2,182	1,507	115	113	115	125	141	15,699

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる、平成23年度における法第4条第1項に基づく 形質変更届出件数は9,525件であり、法第4条第2項の調査命令が発出された180件であった。

形質変更の届出件数 調査命令発出件数 平成 22 年度 10,815 270 平成 23 年度 9,525 180 合計 20,340 450

表 3-6 形質変更の届出件数と調査命令件数

平成23年度における面積別の調査報告件数を表3-7に示す。

「3,000m²未満」、「3,000m²以上 5,000m²未満」、「15,000m²以上 30,000m²未満」の順に多かった。また、調査報告件数 182 件の平均面積は 9,380 ㎡、最大面積は 101,071 ㎡であった。

о . шихилогия <u>— ти — ти</u>	w (1 // = 0 1 //
面積 (m2)	調査報告件数
0< \$ < 3,000	64
3,000 S < 5,000	28
5,000 S < 7,000	22
7,000 S < 10,000	12
10,000 S < 15,000	22
15,000 S < 30,000	23
30,000 S < 50,000	8
50,000 S < 100,000	2
100,000㎡以上	1
小計	182
不明および調査中	17
回答事例数	199
平均面積(m²)	9,380
中央面積(中央値)(㎡)	4,802
最大面積(m²)	101,071
合計面積 (m²)	1,707,120

表 3-7 面積別の調査報告件数(平成 23 年度)

注1) 3,000 ㎡未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では3,000 ㎡以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため、届出面積は3,000 ㎡未満となった。

注2) 調査命令1件に対し複数の調査報告等がなされているため、表3-6の調査命令発出件数と回答事例数は一致しない。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第 5 条調査の契機は表 3-8 に示すとおりである。平成 23 年度における調査命令の発出は 0 件であった。

表 3-8 法第 5条調査命令の発出の契機

(件数:複数回答有)

		結果 件数	不適合	合事例		OC -種) 適合	(第二	:属等 二種) 適合	(第三	聚等 三種) 適合	複合	汚染
	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

法第3条、法第4条、法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、法施行規則第 11 条に基づき調査を省略した段階別件数は、表 3-9 に示すとおりである。

表 3-9 調査を省略した段階別件数(平成 23 年度)

(件数:複数回答有)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類の選定を省略	2	3	0	5
おそれの区分の分類を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の省略	0	1	0	1
試料採取等の実施を省略	10	11	0	21
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	3	0	4
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	2	0	7
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	4	4	0	8
合計	22	24	0	46
調査結果報告件数合計	245	199	0	444

3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請

法第14条に基づく指定の申請が行われた理由を表3-10に示す。

表 3-10 法第 14 条申請を行った理由

(件数:重複回答有)

法第14条申請を行った理由	件数
自主調査により汚染が確認されたため	216
法第4条第2項に該当することが見込まれたため	116
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	8
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	13
不動産取引の円滑化を図るため	13
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	13
その他	10

3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 23 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数は表 3-11 のとおりである。

法第3条調査を行った区域のうち、法改正以前に旧法第3条調査が実施されていた件数は5件、法施行前に調査が実施されていた件数は1件であった。法第4条の届出で調査命令が発出された区域の内、法改正以前に旧法第3条調査が実施された件数は0件、法施行前に調査が実施されていた件数は7件であった。法第14条に基づく申請がなされた区域のうち、法改正以前に旧法第3条調査が実施されていた件数は6件、法施行前に調査が実施されていた件数は9件であった。

表 3-11 過去に調査が行われていた土地での調査件数(平成 23 年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	合計
法改正前に旧法第3条調査を実施した履歴がある	5	0	0	6	11
法施行前に調査を実施した履歴がある	1	7	0	9	17

過去に行われた調査と平成23年度に行われた調査の関係について(例)

- 法が改正される前(平成15年2月15日から平成22年3月31日)に法第3条調査を実施していた事例
- · 有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第3条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行なった。
- 法の施行前(平成15年2月14日以前)に調査を実施していた事例
- ・ 土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第14条に基づく指定の申請が行われた。
- ・ 事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第4条第2項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質及び調査内容は、表3-12及び表3-13のとおりである。

調査対象物質は、VOC では「1,1-ジクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル (PCB)」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

調査方法は、VOC では土壌ガス調査が 420 件、土壌溶出量調査が 390 件、重金属等では土 壌溶出量調査が 571 件、土壌含有量調査が 566 件、農薬等では土壌溶出量調査が 182 件であった。

表 3-12 調査対象物質

(件数:複数回答有)

					VOC (第一	種)								重金	属等(第二	種)				j	農薬等	(第	三種)	
	四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ 素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	41	39	122	110	33	69	90	64	36	113	52	56	123	91	54	28	43	108	58	112	113	21	21	22	27	26
法第4条調査	51	41	66	61	31	66	49	58	31	60	91	58	94	69	67	27	54	127	81	87	78	20	20	22	29	25
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	125	126	132	131	118	132	132	126	122	130	155	147	168	147	157	113	154	207	176	176	149	70	68	68	106	74
平成23年度	217	206	320	302	182	267	271	248	189	303	298	261	385	307	278	168	251	442	315	375	340	111	109	112	162	125
累計	518	485	1049	1016	401	720	862	554	430	1039	663	619	1214	950	656	305	544	1108	701	1029	992	252	251	255	363	289

注)累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

表 3-13 調査方法

(件数:複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件	数
付近行古初貝の俚別	<u>神色刀/</u>	23年度	累計
VOC	土壌ガス調査	420	(1220)
(第一種)	土壌溶出量調査	390	(914)
重金属等	土壌溶出量調査	571	(1726)
(第二種)	土壌含有量調査	566	(1794)
農薬等(第三種)	土壌溶出量調査	182	(395)

注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、 平成23年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く

3.1.8 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査の対象となった業種ごとの、調査対象物質は表3-13のとおりである。調査対象となった業種は、「製造業」、「公務」、「生活関連サービス業、娯楽業」の順に多かった。

表 3-14 業種区分別の調査結果報告件数及び調査対象物質(平成 23 年度)

表 3-14 美俚区		755	- 14							~///		-	_	.,,,	~~								• /		that our	/ 00 -	- 14	
	調査	結果					VOC (第一	種)			-1					金属	寺(, 弗_	- 種)				晨	楽寺	(第	二種)
業種区分 (日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類記号・分類番号)	報告 (H2	件数	四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチ	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタ	ー・ー・ニ トリクロロエタ	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
D 建設業	11	%	6	6		レン	5		6	6	ン 6		7	6			6	5		9			ļ	4	4	4	4	4
<u>06 総合工事業</u> E 製造業	11 261	38	60	58	134	119	5 48	104	83	99	52	6 120	7 84	72	155	5 97	70	5 44	73	9 155	88	139		26	26	28	47	28
09 食料品製造業	2	0	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	1	_1	1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	3	0	1	1	1	1	0		1	1	1	1	1	1		1	1	0	1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く)	11	0	1	1	9	7	3 1	<u>4</u>	1	6 1	1	8 1	1	1	8	2	1	1	1	2	1	6	1	1	1	2	2	1
13 家具・装備品製造業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0		0	·	0	0	0	0	0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	0	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
15 印刷・同関連業 16 化学工業	8 26	4	8	10	12	14	7	12	10	9	_ 6	12	13	6		10	11	6	2 11	4 17	14	13	14	4	_ 4	0 4	0 6	4
17 石油製品・石炭製品製造業	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	2	2	0			0	1	0
■ 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) ■ 19 ゴム製品製造業	2 4	<u>0</u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 1	0		2 1	0	0	0	0 2	3	1	2 1	0		0	0	0
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
21 窯業·土石製品製造業	15	2	1	1	3	3	1		2	_1	1	3	2	3		2	1	1	4	6	4	8	4	0	0	0	0	0
22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業	10	1	2	2	5 4	5 5	3 0		5 5	3	0	5 5	5 3	5 4	7 6	5 3	6 4	4	6 5	8 6	5 5	8 5	- 8 - 5	0	0	0	2	3
24 金属製品製造業	71	10	10	10	39	35	11		16	25	11	36	13	17		31	14	13	15	39	16	34	35	7	7	7	10	7
25 はん用機械器具製造業	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業	9	1	1	1	5	3 4	1	3	4	3	1	4	2	2 1	4 5	2	2	1	1	3 6	1 2	3	6	1	1	0	1	1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	3	5	3	12	10	2	11	7	9	5	10	5	4	9	10	5	1	4	13	5			1	1	2	5	1
29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業	14	0	4	5	10 1	7	3 1	5 1	5 1	9	4	7 1	5 1	5 1		5 1	5 1	3	3 1	10 1	5 1	10 3	8 1	2 1	2	2	5 1	2
31 輸送用機械器具製造業	23	3	8	8	16	11	6		9	16	6	12	13	11	16	9	7	4	9	16	11	15	12	2	2	2	4	2
32 その他の製造業	13	2	2	1	5	4	1	5	2	3	1	5	3	3	4	4	2	2	2	6	3	5	6	0	0	1	1	2
F 電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業	13 5	1	6 2	7	7	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6	6 2	8 2	7	8	2	7	4	5 2	10	12	10	6	3 1	3	1	5 2	3
33 电対象 34 ガス業	7	1	3	4	4	3	3		3	3	3	3	5	4		5	4	1	2	7	7	5	3	1	1	1	2	1
36 水道業	1	0	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37 通信業	1	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1 0	0	1 0			0	0	0	1	0	0		0		0	1	0
39 情報サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
H 運輸業,郵便業 42 鉄道業	21 6	<u>3</u>	11	11	12 2	12	11	11	12	11	11	12	12	12 1	13	12	12	10	12	18 6	15 2	14	13	6 0	6 0	6	7 0	6
43 道路旅客運送業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 道路貨物運送業 45 水運業	7	0	6 1	6	6	6 1	6 1		6	6 1	6	6	6 1	6 1	6 1	6 1	6	5	6	6 1	7	7	6 1	4	4	4	4	4
47 倉庫業	6	1	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	4		4	4	3	4	5	5	5	5	1	1	1	2	1
I 卸売・小売業	27 4	4	4	4	2	2	2	4	4	2	4	4	27	2	5	4	2	3	4	25 4	4	4	4	4	4	3	7	4
50 各種商品卸売業 53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
55 その他の卸売業	5	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	5	0		0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0
59 機械器具小売業 60 その他の小売業	1 16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0 2	1 16	2	3	2	2	0 1	2	0 15	2	2	2	2	2	0	2	2
K 不動産業,物品賃貸業	14	2	9	9	10	10	9	10	10	9	9	10	9	10	10	9	9	9	9	11	11	11	11	5	5	5	9	5
68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業	11	0	8	8	9	9	8	8	9	8 1	8	9	8 1	9		8	8 1	8	8	9	9	9	9	<u>4</u>	4	4	8	4 1
169	34	5	16	13	13	14	13		14	14	_	14	19	16	21	19	19	9	14	19	17		24	10	10	11	12	12
71 学術・開発研究機関	23	3	9	7	6	7	7	9	7	7	7	7	11	8	13	11	11	4	7	11	9	12	16	5	5	5	6	5
72 専門サービス業(他に分類されないもの) 74 技術サービス業(他に分類されないもの)	4 7	1	2 5	_	2 5	2 5	2		2 5	2 5		2 5	2 6	3 5		3 5	3 5	3	2 5	3 5		2 5	3 5	2	3	2 4	2 4	2 5
N 生活関連サービス業,娯楽業	47	7	3	3	33	34	3	3	41	4	3	35	3	3	3	4	3	3	3	5	4	6	5	3	3	3	3	3
78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業	42	6 0	3 0	0	32 1	33	3 0			4 0		34 1	0	1		3 1	2 1	2 1	2 1	3 1	1	4 1	3 2	2 1	1	2	2	1
80 娯楽業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
O 教育,学習支援業	26	4	23	20	19	18	16		17	19		17	25	23	25		25	15	21	24		22	22	9		9	13	10
81 学校教育 P 医療,福祉	26 38	6	23	20	19 8	18	16 5		17 6	19 5	19 5	17 8	25 9	23 15	25 29	23 26	25 27	15 5	21 13	24	21 17	22 17	22	9	8	9	13	10 7
83 医療業	36	5	8	6	8	8	5	11	6	5	5	8	9	15	28	25	27	5	13	21	17	17	23	4		4	4	7
84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0			0	0	0	0							0	0
Q 複合サービス事業	1	0	1	0	1	1	1		1	1	0	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
87 協同組合(他に分類されないもの)	1	0	1			1	1			1			1	1			1	1	1	1	1					1	0	1
R サービス業(他に分類されないもの) 88 廃棄物処理業	19 11	2	7	3	7	7	5 2		7	3	2	7	10	9 5			8	6	9	14 6	11 7	12 6	9 5		4	1	6	<u>4</u> 1
89 自動車整備業	3	0	2	2	2	2	2	2		2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
90 機械等修理業(別掲を除く)	2	0	1	1	1	1	0		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	2	1	0		0	1	0
92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業	2	0	1	1	1	1	1		1	1	1	0 1	1	1		0	0 1	0	1 1	2	0		1	1	1	0	0	1
S 公務(他に分類されるものを除く)	68	10	27		27	28	26	30	27	27		27	40	36	41	43	42	33	39	54	46	44	36	15	15	15	23	18
97 国家公務	15	2	4	5	4	4	3			4		4	9	7			8	6									4	4
■ 98 地方公務 T 分類不能の産業	53 22	3	23	23 10	23	24	23				23 7	23 11	31 12	29 15			34 15	27 10	33	42 20							19 5	14 6
99 分類不能の産業	22	3	11	10	11	11	10	11	11	10	7	11	12	15	15	14	15	10	11	20	15	14	14	6	5	5	5	6
	81	12	25	23	28			24				24	32				30	11							11		16	14
合計	685	100	217	206	320	302	182	267	271	248	189	303	298	261	385	307	278	168	251	442	314	375	340	111	109	112	162	125
														_														

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査内容別の要措置区域等指定件数

要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数は表 3-15 及び図 3-1 のとおりである。要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 34 件、重金属等のみの基準不適合は 344 件、複合汚染(VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合)は 66 件、調査の省略は 6 件であった。また、農薬等の基準不適合は、平成 23 年度及び累計のいずれも 0 件である。

要措置区域等において基準不適合が確認された調査内容は表 3-16 のとおりである。平成 23 年度に指定された要措置区域等では、土壌溶出量基準不適合は 425 件(要措置区域 76 件、形質変更時要届出区域 349 件) 土壌含有量基準不適合は 405 件(要措置区域 66 件、形質変更時要届出区域 339 件) 土壌ガス調査検出は 296 件(要措置区域 55 件、形質変更時要届出区域 241 件) 調査の省略により基準不適合とみなされた件数は 6 件(要措置区域 0 件、形質変更時要届出区域 6 件)であった。累計では、土壌溶出量基準不適合は 1,013 件、土壌含有量基準不適合は 771 件、土壌ガス調査検出は 452 件であった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

	年度	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	調査の省略
	H14	-	-	0	0	0	0	0	-
	H15	-	-	21	4	15	0	2	-
	H16	-	-	43	12	28	0	3	-
	H17	-	-	48	18	29	0	1	-
	H18	-	-	77	24	46	0	7	-
	H19	-	ı	81	15	61	0	5	-
	H20	-	ı	71	13	55	0	3	-
	H21	-	ı	94	20	71	0	3	-
	法第3条	22	65	87	8	71	0	4	4
	法第4条	10	106	116	3	93	0	4	16
	法第5条	0	0	0	0	0	0	0	0
H22	法第14条	13	54	67	2	42	0	5	18
	法第3条・第14条	0	1	1	0	1	0	0	0
	法第4条・第14条	0	4	4	0	0	0	0	4
	合計	45	230	275	13	207	0	13	42
	法第3条	35	80	115	17	69	0	29	0
	法第4条	23	96	119	7	98	0	14	0
	法第5条	0	0	0	0	0	0	0	0
H23	法第14条	22	189	211	10	172	0	23	6
	法第3条・第14条	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第4条・第14条	0	5	5	0	5	0	0	0
	合計	80	370	450	34	344	0	66	6
	累計	125	600	1160	153	856	0	103	48

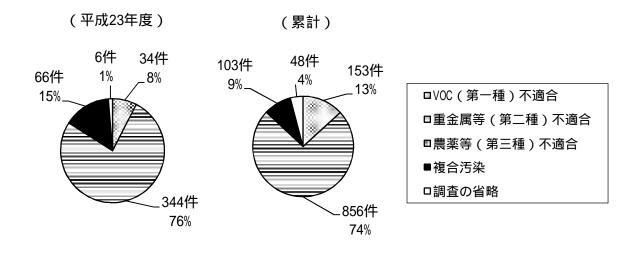


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

表 3-16 要措置区域等において基準不適合が確認された調査内容

(件数:重複回答有)

	年度	合計	土壌溶出量調査	土壌含有量調査	土壌ガス調査	調査の省略
	H14	0	0	0	0	-
	H15	33	19	11	3	-
	H16	57	39	17	1	-
	H17	65	42	18	5	-
	H18	102	66	32	4	-
	H19	101	71	27	3	-
	H20	95	67	25	3	-
	H21	112	73	33	6	-
H22	(要措置区域等)	624	239	232	153	42
	要措置区域	197	76	66	55	0
H23	形質変更時 要届出区域	929	349	339	241	6
	累計	2236	1013	771	452	48

注1)土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の各不適合事例は複数回答があるため、指定件数の合計とは一致しない。

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県・政令市別の法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果に基づく要措置区域等の指定(平成23年度要措置区域指定80件、形質変更時要届出区域370件)件数は表3-17のとおりである。平成23年度では、要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」の順に多かった。

注2) 平成21年度以前は、指定区域の件数である。

表 3-17 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

:	都道府県 政令市	報	查結果 告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数		定件数	VC (第一 不道	-種) 資合	重金 (第二 不過	_種) 自合	農薬 (第三 不適	種) 動合	複合		調査の	
ļ ,	الد ∨= \w	H23	累計	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
北	北海道 札幌市	7	(25)	0	8 2	8	(12)	1	(1)	2	(6)	0	(0)	0	(1)	0	(4)
海道	函館市	0	(1)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
地	旭川市	2	(7)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
X	計	13	(42)	1	12	13	(18)	2	(3)	7	(10)	0	(0)	1	(1)	3	(4)
	青森県	1	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	青森市 八戸市	3 1	(5)	0	1	<u>2</u>	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	<u>0</u> 1	(0)
	岩手県	1	(13)	0	0	0	(4)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	盛岡市	0	(5)	2	0	2	(2)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宮城県	1	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
東	仙台市 秋田県	6	(14)	4 0	1	5 1	(9)	1 0	(1)	1	(7)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
北地	秋田市	1	(2)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
X	山形県	0	(11)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	山形市 福島県	1	(4)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	福島市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	郡山市	2	(14)	0	1	1	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(1)
	いわき市	0	(6)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	20	(108)	6	8	14	(31)	2	(3)	10	(21)	0	(0)	1	(2)	1	(5)
	茨城県	10	(22)	2	3	5	(11)	1	(1)	3	(8)	0	(0)	1	(2)	0	(0)
	水戸市 つくば市	1	(1)	0	0	3	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	栃木県	7	(25)	3	2	5	(15)	0	(3)	1	(7)	0	(0)	4	(5)	0	(0)
	宇都宮市	1	(6)	0	1	1	(6)	0	(2)	1	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
	群馬県 前橋市	7	(26)	0	1	1	(8)	0	(2)	0	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	高崎市	0	(3)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	伊勢崎市	2	(8)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	太田市	1	(5)	1	0	1	(3)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	埼玉県 さいたま市	37 8	(99)	6 3	17	23 6	(50)	1 3	(6) (6)	16	(36)	0	(0)	6	(7)	0	(1)
	川越市	2	(18)	2	3	5	(9)	0	(1)	5	(8)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	熊谷市	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	川口市 所沢市	2	(11)	1 0	0	1	(5)	1 0	(1)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	春日部市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	草加市	0	(5)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	越谷市 千葉県	0	(5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	<u> </u>	5 5	(29)	1	3	5 3	(13)	0	(6) (0)	3	(4)	0	(0)	0	(2)	0	(1)
	市川市	4	(15)	0	3	3	(6)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	船橋市	5	(14)	2	5	7	(11)	0	(2)	5	(7)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
	松戸市 柏市	1	(7)	0	0	2	(0) (6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
関東	市原市	2	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
地	東京都	156	(539)	14	80	94	(240)	4	(32)	81	(186)	0	(0)	8	(20)	1	(2)
X	八王子市 町田市	1	(8)	0	1 0	3	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(3)	0	(0)
	神奈川県	15	(35)	4	9	13	(20)	2	(4)	11	(16)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	横浜市	43	(102)	0	17	17	(51)	1	(8)	11	(27)	0	(0)	5	(8)	0	(8)
	川崎市 相模原市	11	(45) (28)	0 2	9	9	(24)	1 0	(2)	6	(20)	0	(0) (0)	0	(2)	0	(0)
	横須賀市	6	(17)	0	4	4	(11)	0	(2)	4	(8)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	平塚市	5	(19)	4	7	11	(20)	0	(1)	11	(18)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	藤沢市	1	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	<u>小田原市</u> 茅ヶ崎市	0	(5) (4)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	厚木市	4	(10)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	大和市	0	(7)	0	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	新潟県 新潟市	6	(32)	0	0	4 0	(12)	3 0	(4)	0	(8)	0	(0)	0	(0) (0)	0	(0)
	長岡市	2	(7)	0	1	1	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	上越市	2	(5)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	山梨県 甲府市	9	(25)	3	6	9	(16)	0	(4)	5 0	(9)	0	(0)	0	(3)	0	(0)
	静岡県	4	(20)	0	3	3	(12)	0	(0)	2	(11)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	静岡市	1	(19)	0	0	0	(6)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(3)
	浜松市	3	(19)	2	1	3	(7)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(1)
	沼津市 富士市	0	(6) (4)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	388	(1,361)	58	192	250	(622)	20	(94)	185	(441)	0	(0)	44	(69)	1	(18)
\vdash	富山県	1	(7)	0	192	1	(622)	0	(34)	1	(3)	0	(0)	0	(09)	0	(0)
	富山市	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	石川県	2	(8)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
中	金沢市	3	(11)	2	0	2	(6)	0	(0)	1	(5)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
部	福井県 福井市	2	(7)	0	1 0	1	(4)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
地区	長野県	3	(26)	0	3	3	(13)	0	(3)	3	(8)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
	長野市	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	松本市	2	(3)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岐阜県	3															

調杏结果														(件数			
i	都道府県 政令市	調査結果 報告件数		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の省略	
		H23	累計	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
	愛知県	4	(44)	2	3	5	(17)	0	(1)	5	(15)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	名古屋市 豊橋市	8	(66) (5)	0	2	2 0	(27)	0	(4)	0	(21)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
	岡崎市	0	(10)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
中部	一宮市	3	(27)	0	0	0	(5)	0	(2)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
地地	春日井市	0	(9)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
X	豊田市	1	(11)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	三重県	2	(16)	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
	四日市市	0	(3)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	38	(298)	4	15	19	(106)	0	(19)	18	(78)	0	(0)	1	(4)	0	(5)
	滋賀県	4	(23)	0	2	2	(6)	0	(0)	2	(5)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	大津市	1	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	京都府京都市	4 8	(16)	0	2	2	(6) (16)	0	(0)	1	(6)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
近畿地	大阪府	11	(43)	0	5	5	(22)	0	(2)	2	(16)	0	(0)	3	(3)	0	(1)
	大阪市	42	(177)	0	35	35	(73)	2	(2)	29	(62)	0	(0)	4	(7)	0	(2)
	堺市	6	(19)	0	6	6	(15)	0	(0)	6	(13)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
	岸和田市	1	(5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	豊中市	0	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	吹田市 京畑市	4	(14)	0 2	2	2	(5)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
	高槻市 枚方市	5 12	(12) (28)	0	5 4	7	(12) (14)	0	(2)	5 4	(8)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
	茨木市	2	(10)	0	3	3	(8)	0	(0)	3	(6)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
	八尾市	5	(12)	0	1	1	(3)	1	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	寝屋川市	0	(8)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
地区	東大阪市	3	(20)	0	2	2	(4)	0	(0)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
2	兵庫県 神戸市	14 5	(67) (32)	0	11	11	(42) (10)	1	(5)	9	(35)	0	(0) (0)	0	(1)	0	(1)
	一 押厂巾	4	(11)	1	1	2	(4)	0	(0)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	尼崎市	6	(11)	0	4	4	(5)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	3	(3)	0	(0)
	明石市	2	(5)	0	1	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	西宮市	0	(9)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	加古川市	2	(11)	0	1	1	(8)	1	(5)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宝塚市奈良県	1	(1)	0	1	1	(1) (1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	奈良市	2	(4)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	和歌山県	1	(6)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	和歌山市	1	(8)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	147	(600)	4	92	96	(267)	6	(23)	75	(213)	0	(0)	14	(21)	1	(10)
	鳥取県	0	(5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
中国四国地	鳥取市	0	(2)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	島根県	0	(3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岡山県	2	(9)	0	2	2	(5)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岡山市	1	(6) (2)	0	0	0	(0) (1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	<u>倉敷市</u> 広島県	4	(7)	1	2	3	(4)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	広島市	11	(21)	0	9	9	(12)	0	(1)	8	(10)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	呉市	1	(5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	福山市	0	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	山口県	5	(14)	0	6	6	(8)	2	(2)	4	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	下関市 徳島県	1 0	(2) (5)	0	1 0	1 0	(2)	0	(1)	1 0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
X	徳島市	0	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	香川県	3	(12)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	高松市	2	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	愛媛県	1	(3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	松山市 高知県	0	(9) (1)	0	0	0	(2) (1)	0	(0)	0	(1)	0	(0) (0)	0	(1)	0	(0)
	高知宗	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	32	(121)	1	22	23	(42)	2	(5)	19	(33)	0	(0)	2	(3)	0	(1)
		_	. ,		7		, ,										
	福岡県 北九州市	9	(27) (19)	3	5	10 5	(14) (15)	0	(1)	10	(12)	0	(0) (0)	3	(0)	0	(1)
	福岡市	7	(23)	0	1	1	(6)	0	(1)	1	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	久留米市	0	(4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	佐賀県	2	(6)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	長崎県	1	(5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	長崎市 佐世保市	2	(7)	0	2	3	(7)	0	(2)	2	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
九	作世保市 熊本県	1	(3)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
州地	熊本市	6	(8)	2	4	6	(7)	1	(1)	5	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
Σ Σ	大分県	4	(6)	0	5	5	(5)	0	(0)	5	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	大分市	0	(5)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宮崎県	1	(3)	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宮崎市 鹿児島県	3	(3)	0	0	0	(0) (4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	鹿児島市	2	(12)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	沖縄県	0	(6)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	47	(161)	6	29	35	(74)	2	(6)	30	(60)	0	(0)	3	(3)	0	(5)
			. ,														
	合計	685	(2,691)	80	370	450	(1,160)	34	(153)	344	(856)	0	(0)	66	(103)	6	(48)

注1)地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。 注2)()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。 注3)調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質は表 3-18、図 3-2 及び図 3-3 のとおりである。

平成 23 年度に指定された要措置区域等においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においても、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-18 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

														特定有	害物質												
	İ					VOC	(第一和	重)								重	金属等	(第二種)					農薬等	(第三	種)	
		四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ 素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ピフェニル (PCB)	有機りん化合物
	H23	0	1	2	11	0	1	27	1	0	13	5	4	21	2	7	0	5	38	15	29	7	0	0	0	0	0
要措置区域件数	累計	(0)	(1)	(6)	(18)	(0)	(2)	(39)	(4)	(0)	(22)	(9)	(4)	(30)	(3)	(11)	(0)	(5)	(49)	(25)	(45)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
V 题 本王 叶王 巴山 应 4 /4 /4	H23	5	8	16	25	4	9	29	5	4	34	20	12	55	36	44	0	20	229	124	168	36	3	3	3	5	3
形質変更時要届出区域件数	累計	(12)	(16)	(25)	(42)	(10)	(16)	(44)	(13)	(10)	(49)	(35)	(19)	(91)	(67)	(66)	(1)	(30)	(359)	(195)	(261)	(55)	(6)	(7)	(6)	(8)	(6)
指定件数	H23	5	8	16	32	4	9	49	6	4	39	24	16	68	38	48	0	22	244	135	182	39	3	3	3	5	3
加北計数	累計	(13)	(17)	(40)	(114)	(10)	(29)	(146)	(19)	(11)	(138)	(47)	(29)	(245)	(121)	(98)	(2)	(36)	(511)	(252)	(397)	(127)	(6)	(7)	(6)	(9)	(6)
土壤溶出量	H23	5	7	14	29	4	7	52	5	4	41	23	15	77	37	52	0	23	279	147	205	39	3	3	3	5	3
上場合田里	累計	(6)	(9)	(23)	(133)	(5)	(18)	(129)	(9)	(5)	(116)	(36)	(23)	(236)	(100)	(95)	(1)	(31)	(471)	(245)	(399)	(119)	(3)	(4)	(3)	(6)	(3)
1.00 A T II	H23	4	7	13	23	4	7	34	5	4	32	23	15	77	37	52	0	22	275	143	199	39	3	3	3	5	3
土壌含有量	累計	(4)	(7)	(13)	(23)	(4)	(7)	(34)	(5)	(4)	(32)	(23)	(24)	(136)	(78)	(79)	(1)	(29)	(480)	(215)	(306)	(58)	(3)	(3)	(3)	(5)	(3)
1 101 11 10 10	H23	4	6	13	30	3	6	52	5	3	41	21	12	51	27	39	0	17	195	99	132	26	2	2	2	3	2
土壌ガス調査	累計	(6)	(7)	(28)	(58)	(4)	(13)	(81)	(12)	(5)	(73)	(31)	(12)	(51)	(27)	(39)	(0)	(17)	(195)	(99)	(132)	(26)	(2)	(2)	(2)	(3)	(2)

- 注1) 各超過項目には複数回答があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査、調査の省略の合計は指定件数と一致しない。
- 注2) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。
- 注3) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。

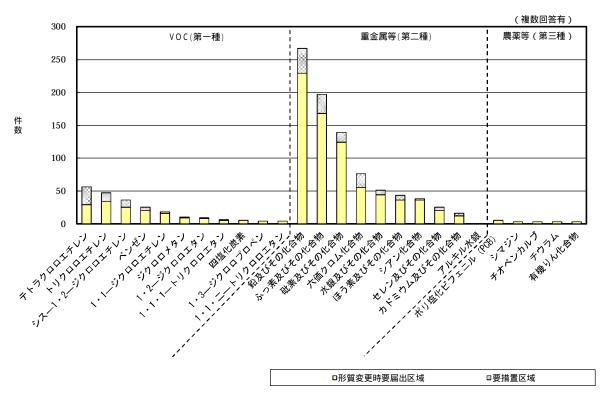


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数(平成 23 年度)

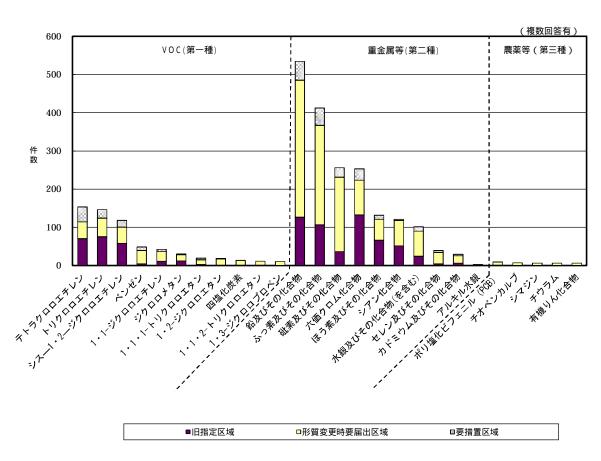


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数(累計)

3.2.3 業種区分

要措置区域等の指定対象となった業種を、基準不適合であった特定有害物質別にみると表 3-19 のとおりであり、「製造業」、「公務」、「運輸業、郵便業」の順に多かった。

表 3-19 業種区分別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質(平成 23 年度)

																										(件数	: 褚	数回	答	⋾)
										VOC (第一	種)								重金	属等	(第二	種)				芹	養薬等	(第	三種)	,
業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類の 分類項目及び分類記号・分類番号)	VOC(第一種)不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等(第三種)不適合	複合污染	調査の省略	四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロベン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
D 建設業 06 総合工事業	0	8			0	0	0		0	0	0		0	0	0		1	0	0		0				3		0		0	0	(
E_製造業	11	109	0	34	2	4	7	13	26	4	8	25	6	4	35	14	9	51	23	22	0	13	108	45	99	31	3	3	3	4	- 3
09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業	0	1 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	1	1	2	0	0	_	0	0	(
11 繊維工業	1	3	0	-	0	0	0	1	2	0	0	3	0	0	1	0	0	3	0	0	0	_	1	2	3	1	0	0	0	0	(
12 木材・木製品製造業(家具を除く) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	0	2	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	·	0	0	0	_	0	0	(
15 印刷・同関連業	0	1	0		0	0	0	_	0	0	0	_	0	0	0	-	0	1	0	_	0	_	2	_	2	0	0		0	0	(
16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業	0	9	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 1	0	0	0	0	0	0	12 4	1	11	0	0		0	0	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	1	0	0	0	0		0	0	(
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(
21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業	2	7 5	0	3	0	2	2	0 4	1	2	5	4	2	0	2 4	0	1	3 6	3	-	0	3	4 5	3	7	1	2		0	0	2
23 非鉄金属製造業	0	1	0	-	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0		0	<u> </u>	1	1	2	2	0	0	0	0	(
24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業	0	28 0	0	7	0	1 0	0	0	8 0	0	0	1	0	0	13	0	0	20	9		0	_	31	1	23	13	0		0	0	(
26 生産用機械器具製造業	0	2	0	_	0	0	0	_	0	0	0	_	0	0	0	_	0	2	0	-	0	·	2	_	2	0	0	_	_		(
27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0	11	_	_	0	0	0		0	0	0	1	0	0	3	0	1	3 2	1	2	0	1	3 9		12	2	0		0	0	(
29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業	0	6		_	0	0	0	_	1	0	0	_	0	0	2	0	0	1	1	1	0	·	8	_	7	1	0		0	0	(
31 輸送用機械器具製造業	1	13	0	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	3	2	3	0	3	11	5	9	2	1	1	1	1	_1
32 その他の製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	6 7	0	1 2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	2		0		5 7	<u> </u>	4		0		0	0	(
33 電気業	0	2	0	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0		
34 ガス業 36 水道業	0	1	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0	0	0	0		0	·	0	_	4	0	0		0		(
G 情報通信業 39 情報サービス業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	0	0	-	0	0	(
日産輸業、郵便業	0	15	_	_	0	0	0	_	1	0	0	3	0	0	0	_	0	1	2		0	·	_	_	9	1	0	0	0	0	(
42 鉄道業 44 道路貨物運送業	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	·	0	1	0	0	0	·	2	_	2	0	0		_	0	(
45 水運業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(
47 倉庫業 I 卸売・小売業	4	11	0	-	2	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	_	0	_	13	_	0		0		0	0	(
50 各種商品卸売業 53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	(
55 その他の卸売業	0	3	0	_	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0	_	3	_	0	_	0		0	-	
60 その他の小売業 」 金融・保険業	3	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 0	0	0	0	-	0	·	7	_	0	_	0		0	0	(
非預金信用機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
K 不動産業,物品賃貸業 68 不動産取引業	0	9	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1 0	3	0		0	-	10	_	5 3		0		0	0	(
69 不動産賃貸業・管理業	0	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0		0	0	0	0	1	1	0	-	0	_	2	_	2	0	0	0	0	0	(
L 学術研究,専門・技術サービス業 71 学術・開発研究機関	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1	5 5	3	1	0	0		0	0	(
72 専門サービス業(他に分類されないもの) 74 技術サービス業(他に分類されないもの)	0		_			_								,	0										_	0	_				
N 生活関連サービス業,娯楽業	13	3	0	2	0	0	0	1	4	0	0	18	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	(
78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業	13	1			0	0	0		4	0	0			0	0	_		_							0		0				(
80 娯楽業	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	_
O 教育,学習支援業 81 学校教育	0	14 14			0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	1			2	0		0				-		0		-		(
P 医療,福祉 83 医療業	1	15 15	0			0	0	0		0		1	0	0	0	0	0	2		6		0	9	6	5	1	0	0	0	0	(
Q 複合サービス事業	1	1	0	0				0		0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)	1	0			0	0	0		1	0	0	1 0	0	0	0	_		۰				_									(
R サービス業(他に分類されないもの)	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	10	8	8	0	0	0	0	0	(
88 廃棄物処理業 89 自動車整備業	0				0	0	0		0	0	0	_	0	0	0						0				6						
90 機械等修理業(別掲を除く)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	0	0	0	(
92 その他の事業サービス業 S 公務(他に分類されるものを除く)	0	39		_		0				0		_		0	1			6				_	31		1 22	0	_				(
97 国家公務	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1	1	0	2	0	0	9	4	3	0	0	0	0	0	
98 地方公務 T 分類不能の産業	0	31 8			1	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1		5 1	1		0	_	_				0				
99 分類不能の産業	1	84			0	0	0	0	0			0		0	1	0	0	1		0		_	11	5	4						
合計	34	344		18 66							9				45			77		53					211						
Hd 21	04	U-7-1		00	- 3	- 3	- 3	13	04		- 3	- 03	- 3	7	73	20	10		- 00	- 00		-23			-11	71	3	3	J	- 0	

3.2.4 汚染の規模(面積・深度・土量)

要措置区域等において、汚染の規模(基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量) は、表 3-20 から表 3-25 及び図 3-4 から図 3-9 のとおりである。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積については、表 3-20、図 3-4、表 3-21 及び図 3-5 に示すとおりである。 平成 23 年度の指定件数においては、「200m²以上 500m²未満」、「1,000m²以上 3,000m²未満」、「500m²以上 1,000m²未満」の順に多かった。累計では、「200m²以上 500m²未満」、「100m²以上 200m²未満」、「500m²以上 1,000m²未満」の順に多かった。

							· ~- H									
基準	不適合面積 (m ²)		置区域 ‡数	要届	変更時 出区域 ‡数	指足	官件数	(第	/0C 一種) 適合	(第	全属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複合	言 汚染	調査の 省略
		件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 <	< S < 20	0	0.0%	3	0.8%	3	0.7%	0	0.0%	3	0.9%	0	0%	0	0.0%	0
20	S < 50	3	3.8%	7	2.7%	10	2.9%	3	8.8%	5	2.3%	0	0%	1	1.5%	1
50	S < 100	12	18.8%	16	7.1%	28	9.2%	8	32.4%	18	7.6%	0	0%	2	4.5%	0
100	S < 200	7	27.5%	37	17.3%	44	19.1%	6	50.0%	37	18.5%	0	0%	0	4.5%	1
200	S < 500	21	53.8%	71	36.7%	92	39.8%	8	73.5%	75	40.5%	0	0%	9	18.2%	0
500	S < 1,000	10	66.3%	55	51.8%	65	54.4%	3	82.4%	51	55.4%	0	0%	11	34.8%	0
1,000	S < 3,000	12	81.3%	61	68.5%	73	70.8%	2	88.2%	58	72.4%	0	0%	13	54.5%	0
3,000	S < 5,000	5	87.5%	31	77.0%	36	78.9%	1	91.2%	28	80.6%	0	0%	7	65.2%	0
5,000	S < 10,000	4	92.5%	34	86.3%	38	87.4%	3	100%	25	88.0%	0	0%	10	80.3%	0
10,0	000㎡以上	6	100%	50	100%	56	100%	0	100%	41	100%	0	0%	13	100%	2
	小計	80	-	365	-	445	-	34	-	341	-	0	-	66	-	4
不	明件数	0	-	5	-	5	-	0	-	3	-	0	-	0	-	2
	1答事例数	80	-	370	-	450	-	34		344	-	0	-	66	-	6
平均	図面積 (㎡)		3,156		9,809		8,545		1,147		6,041		-		25,809	-
最大	c面積(㎡)		65,313	8	390,606		890,606		8,328		277,424		-		890,606	-
合計	計面積(㎡)	2	252,492	3,5	580,261	3,	802,425		39,004	2,	060,037		-	1,	703,384	-

表 3-20 基準不適合面積(平成 23 年度)

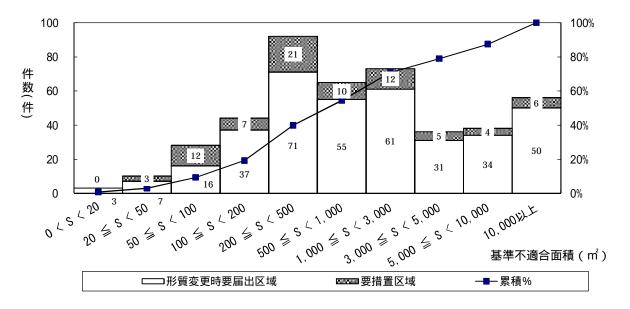
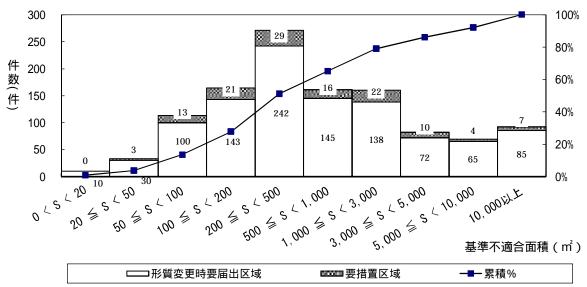


図 3-4 基準不適合面積(平成 23 年度)

表 3-21 基準不適合面積(累計)

	不適合面積 (m²)		置区域 ‡数	要届	変更時 出区域 ‡数	指足	官件数	(第	/OC 一種) 適合	(第	全属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複合	含 汚染	調査の 省略
		件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 <	< S < 20	0	0.0%	10	1.0%	10	0.9%	3	1.9%	7	0.8%	0	0%	0	0.0%	0
20	S < 50	3	2.4%	30	3.9%	33	3.7%	10	8.2%	21	3.2%	0	0%	1	0.9%	1
50	S < 100	13	12.8%	100	13.6%	113	13.5%	27	25.2%	84	12.8%	0	0%	2	2.6%	0
100	S < 200	21	29.6%	143	27.5%	164	27.7%	28	42.8%	131	27.7%	0	0%	4	6.0%	1
200	S < 500	29	52.8%	242	51.0%	271	51.2%	40	67.9%	215	52.3%	0	0%	16	19.8%	0
500	S < 1,000	16	65.6%	145	65.0%	161	65.1%	20	80.5%	118	65.8%	0	0%	23	39.7%	0
1,000	\$ < 3,000	22	83.2%	138	78.4%	160	79.0%	13	88.7%	130	80.6%	0	0%	17	54.3%	0
3,000	\$ < 5,000	10	91.2%	72	85.4%	82	86.1%	10	95.0%	62	87.7%	0	0%	10	62.9%	0
5,000	S < 10,000	4	94.4%	65	91.7%	69	92.0%	5	98.1%	44	92.7%	0	0%	20	80.2%	0
10,0	000㎡以上	7	100%	85	100%	92	100%	3	100%	64	100%	0	0%	23	100%	2
	小計	125	-	1030	-	1155	-	159	-	876	-	0	-	116	-	4
不	明件数	0	-	5	-	5	-	0	-	3	-	0	-	0	-	2
<u> </u>	回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均	図面積(㎡)		901		5,130		4,994		1,064		3,958		-		18,374	-
最大	で面積(㎡)		21,878		890,606		890,606		21,858	:	277,424		-	1	890,606	-
合計	├面積(m²)		112,566	5,	284,203	5,	767,612		169,157	3,	467,022		-	2,	131,432	-

注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成 21 年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 3-5 基準不適合面積(累計)

2) 汚染到達深度

汚染到達深度については、表 3-22、図 3-6、表 3-23 及び図 3-7 に示すとおりである。 平成 23 年度の指定件数においては、「1m 超過 2m 以下」、「5m 超過 10m 以下」、「0.5m 以下」の順に多かった。累計では、「5m 超過 10m 以下」、「1m 超過 2m 以下」、「0.5m 以下」の順に多かった。

農薬等 (第三種) 形質変更時 重金属等 VOC 要措置区域 指定件数 調査の 汚染到達深度(m) 要届出区域 (第一種) 複合汚染 件数 省略 (基準超過最大深度) 件数 不適合 不適合 不適合 件数 累積% 累積% 件数 累積% 件数 累積% 件数 件数 累積% 件数 累積% 件数 累積% 件数 29 0 < D 0.5 29 15.9% 34 22.7% 16.1% 0.0% 0.0% 0 5 8.8% 14.2% 5 0.5 < D 10 26.3% 18 25.8% 28 25.9% 6 50.0% 21 27.8% 0 0.0% 2.8% 0 D 2 13 49.1% 38 46.7% 51 47.3% 2 59.1% 40 50.0% 0 0.0% 9 27.8% 0 3 61.4% 57.1% 26 0 59.1% 20 61.1% 0 8 75.4% 18 67.0% 26 69.0% 63.6% 20 72.2% 0.0% 58.3% 0 3 80.7% 15 75.3% 18 76.6% 72.7% 14 80.0% 0.0% 63.9% 0 D 10 98.2% 40 97.3% 97.5% 90.9% 34 98.9% 0.0% 11 94.4% 1 0 0 97.2% 15 98.2% 3 98.9% 98.7% 100% 98.9% 0.0% 0 100% 15m超過 100% 100% 100% 100% 100% 0.09 1 57 182 239 22 36 小計 180 0 不明 23 188 211 12 164 0 30 5 6 回答事例数 80 370 450 34 344 0 66 平均深度(m) 3.5 4.0 3.9 3.6 3.2 4.9 最深深度(m) 17.0 41.5 41.5 13.4 17.0 41.5

表 3-22 汚染到達深度(平成 23 年度)

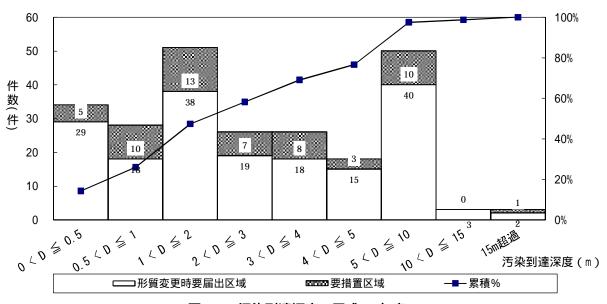


図 3-6 汚染到達深度(平成 23 年度)

表 3-23 汚染到達深度(累計)

汚染到達深度(m) (基準超過最大深度)		置区域 ‡数	要届	変更時 出区域 ‡数	指足	官件数	(第	/0C 一種) 適合	(第	全属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複合	計 決	調査の 省略
(EFREZER) (MIX)	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 < D 0.5	8	8.4%		19.0%	138	17.7%	13	9.7%	124	21.8%	0	0.0%	1	1.3%	0
0.5 < D 1	19	28.4%	111	35.2%	130	34.4%	29	31.3%	95	38.5%	0	0.0%	6	9.3%	0
1 < D 2	19	48.4%	128	53.9%	147	53.3%	23	48.5%	111	58.0%	0	0.0%	13	26.7%	0
2 < D 3	9	57.9%	65	63.5%	74	62.8%	10	56.0%	57	68.0%	0	0.0%	7	36.0%	0
3 < D 4	9	67.4%	48	70.5%	57	70.1%	8	61.9%	43	75.6%	0	0.0%	6	44.0%	0
4 < D 5	7	74.7%	40	76.3%	47	76.1%	6	66.4%	35	81.7%	0	0.0%	6	52.0%	0
5 < D 10	20	95.8%	146	97.7%	166	97.4%	38	94.8%	97	98.8%	0	0.0%	30	92.0%	1
10 < D 15	1	96.8%	10	99.1%	11	98.8%	6	99.3%	2	99.1%	0	0.0%	3	96.0%	0
15m超過	3	100%	6	100%	9	100%	1	100%	5	100%	0	0.0%	3	100%	0
小計	95	-	684	-	779	1	134	1	569	-	0	1	75	-	1
不明	30	1	351	-	381	1	25	1	310	-	0	1	41	-	5
回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均深度(m)		4.1		3.7	-	3.0		3.4		1.8	-	-		4.0	-
最深深度(m)		41.5		41.5		41.5		20.0		22.0		-		41.5	-

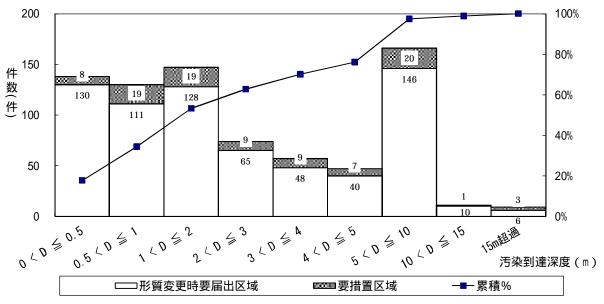


図 3-7 汚染到達深度(累計)

3) 基準不適合土量

基準不適合土量については、表 3-24、図 3-8、表 3-25 及び図 3-9 に示すとおりである。 平成 23 年度の指定件数においては、「1,000m³ 以上 3,000m³ 未満」及び「200m³ 以上 500m³ 未満」、「500m³ 以上 1,000m³ 未満」及び「10,000m³ 以上」の順に多かった。 累計では、「200m³ 以上 500m³ 未満」、「1,000m³ 以上 3,000 m³ 未満」、「10,000m³ 以上」の順に多かった。

_						<u> रर </u>	-24 3	五十,	心理 己.		<u> パーノ</u>	<u> </u>	-I又 <i>)</i>					
基準不過	適合:	上量	(m ³)		置区域 ‡数	要届	変更時 出区域 ‡数	指定	定件数	(第	VOC (一種) :適合	(第	金属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複音	合汚染	調査の 省略
				件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 <	< V	<	50	2	3.8%	9	5.5%	11	5.0%	3	15.8%	8	4.6%	0	0.0%	0	0.0%	0
50	٧	<	100	7	17.0%	6	9.1%	13	11.0%	5	42.1%	8	9.2%	0	0.0%	0	0.0%	0
100	٧	<	200	4	24.5%	15	18.2%	19	19.7%	3	57.9%	16	18.5%	0	0.0%	0	0.0%	0
200	٧	<	500	11	45.3%	29	35.8%	40	38.1%	4	78.9%	36	39.3%	0	0.0%	0	0.0%	0
500	٧	<	1,000	8	60.4%	21	48.5%	29	51.4%	0	78.9%	20	50.9%	0	0.0%	9	37.5%	0
1,000	V	<	3,000	9	77.4%	34	69.1%	43	71.1%	2	89%	34	70.5%	0	0.0%	6	62.5%	1
3,000	٧	<	5,000	5	86.8%	13	77.0%	18	79.4%	1	95%	15	79.2%	0	0.0%	2	70.8%	0
5,000	٧	<	10,000	2	90.6%	14	85.5%	16	86.7%	0	95%	12	86.1%	0	0.0%	3	83.3%	1
10,	1000	n³以	上	5	100%	24	100%	29	100%	1	100%	24	100%	0	0.0%	4	100%	0
	小氰	t		53	-	165	-	218	-	19	-	173	-	0	1	24	-	2
	不	月		27		205	1	232	1	15	-	171	1	0	1	42	-	4
[回答專	事例	数	80	-	370	-	450	-	34	-	344	-	0	-	66	-	6
平均	匀土量	量(m³)		5,063		14,012		11,820		2,833		13,194		-		10,014	-
最っ	大土	量(m³)		133,439	-	694,751		694,751		44,800		694,751		-		107,579	-
合言	计土值	量(m³)	:	268,361	2,	311,954	2,	576,702		53,831	2,	282,543		-		240,328	-

表 3-24 基準不適合土量 (平成 23 年度)

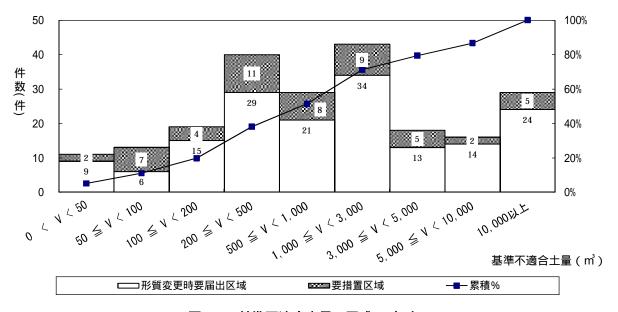
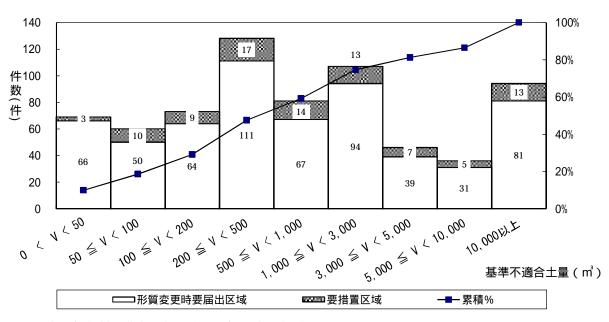


図 3-8 基準不適合土量(平成 23 年度)

表 3-25 基準不適合土量 (累計)

						•										
基準不通	適合土量 (m³)		置区域 ‡数	要届	変更時 出区域 ‡数	指足	定件数	(第	/0C 一種) 適合	(第	金属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複記	含汚染	調査の 省略
		件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 <	< V < 50	3	3.3%	66	10.9%	69	9.9%	11	12.1%	58	10.6%	0	0.0%	0	0.0%	0
50	V < 100	10	14.3%	50	19.2%	60	18.6%	13	26.4%	47	19.3%	0	0.0%	0	0.0%	0
100	V < 200	9	24.2%	64	29.9%	73	29.1%	16	44.0%	57	29.7%	0	0.0%	0	0.0%	0
200	V < 500	17	42.9%	111	48.3%	128	47.6%	17	62.6%	108	49.5%	0	0.0%	3	5.4%	0
500	V < 1,000	14	58.2%	67	59.4%	81	59.2%	11	74.7%	59	60.4%	0	0.0%	11	25.0%	0
1,000	V < 3,000	13	72.5%	94	75.0%	107	74.6%	11	86.8%	82	75.4%	0	0.0%	13	48.2%	1
3,000	V < 5,000	7	80.2%	39	81.4%	46	81.3%	2	89.0%	40	82.8%	0	0.0%	4	55.4%	0
5,000	V < 10,000	5	85.7%	31	86.6%	36	86.5%	2	91%	28	87.9%	0	0.0%	5	64.3%	1
10,0	000㎡以上	13	100%	81	100%	94	100%	8	100%	66	100%	0	0.0%	20	100%	0
	小計	91	-	603	-	694	-	91	-	545	-	0	-	56	-	2
	不明	34	-	432	-	466	-	68	-	334	-	0	-	60	-	4
	回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均	匀土量(㎡)		7,493		15,039		14,605		4,362		10,964		-		67,212	-
最为	大土量 (㎡)	;	371,923	1,	269,840	1,	269,840		110,580		798,220		-	1,	269,840	-
合計	†土量 (m³)		681,886	9,	068,274	10,	136,023		396,963	5,	975,202		-	3,	763,858	-

注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 3-9 基準不適合土量(累計)

3.2.5 事前に伴ってみられた事例

要措置区域等において、事例に伴ってみられた影響(因果関係が確認されたものに限らず、 推定のものも含む)をみると、表 3-26 及び図 3-10 のとおりである。

平成 23 年度では、「地下水・伏流水汚染」が 53 件あり、うち 36 件は「地下水汚染が把握 されているもの」であった。

表 3-26 事例に伴ってみられた影響

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指足	官件数	(第	/0C [1種] 適合	(第	全属等 [2種] 適合	(第	薬等 [3種] 適合	複合	言 汚染	調査の 省略
	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
地下水・伏流水汚染	18	35	53	155	10	45	19	70	0	0	24	40	0
うち、地下水汚染が 把握されているもの	11	25	36	83	7	28	9	27	0	0	20	28	0
公共用水域汚染	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
大気汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0
騒音・振動	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民の健康への影響	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
動植物への影響	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の影響	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
なし	52	301	353	913	18	106	297	739	0	0	34	64	4
合計(延べ数)	72	336	408	1,079	30	155	316	816	0	0	58	104	4
回答事例数	80	370	450	1,120	34	158	344	844	0	0	66	112	6

- 注1) 累計の、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。 注2) 回答は因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含まれる。

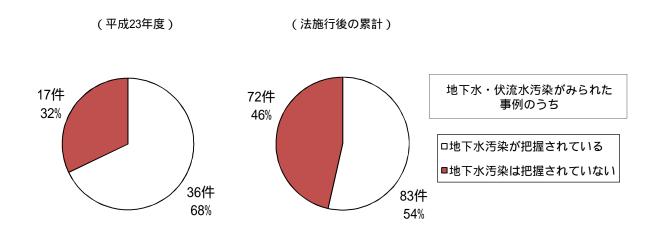


図 3-10 地下水汚染把握の有無

3.2.6 摂取経路

要措置区域等において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況の区分は、表 3-27 のとおりである。 平成 23 年度では、土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 246 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 49 件(20%)であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 45 件であり、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 4 件(9%)であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 153 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 30 件(20%)、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 20 件(13%)であった。

表 3-27 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分

		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指第	定件数	(第	/OC 一種) 適合	(第	全属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複音	含汚染
		H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
±ΰ	襄溶出量基準にのみ不適合の事例	56	190	246	661	39	164	146	425	0	0	61	72
	周辺での地下水の飲用利用等がある	40	10	49	149	14	70	23	66	0	0	12	13
	水道事業用の井戸がある	6	2	8	11	3	5	3	5	0	0	2	2
	災害時の飲用井戸がある	1	1	2	3	0	0	0	1	0	0	2	2
	公共用水域がある	0	3	3	8	2	5	1	7	0	0	0	0
	飲用井戸等はない	0	113	111	215	13	29	92	219	0	0	6	10
±ΰ	穣含有量基準にのみ不適合の事例	4	41	45	124	0	0	45	124	0	0	0	0
	当該土地に人が立ち入ることができる	2	2	4	14	0	0	4	14	0	0	0	0
	穣溶出量基準・土壌含有量基準が らに不適合の事例	20	133	153	369	0	0	153	330	0	0	0	39
	周辺での地下水の飲用利用等がある	28	20	30	43	0	0	30	39	0	0	0	4
	水道事業用の井戸がある	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	災害時の飲用井戸がある	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公共用水域がある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲用井戸等はない	1	83	61	136	0	0	61	131	0	0	0	20
	当該土地に人が立ち入ることができる	3	28	20	29	0	0	20	24	0	0	0	5
合言	汁(延べ数)	80	364	444	1154	39	164	344	879	0	0	61	111

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

注2) 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例は複数回答を含む。

注3) 形質変更時要届出区域件数および指定件数の合計には平成23年度調査の省略6件が含まれていないため表3-26の回答事例数と一致しない

3.2.7 汚染原因

要措置区域等の汚染原因は、表 3-28、図 3-11 のとおりである。

平成 23 年度に指定された区域では、「特定又は推定できなかった」、「土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の施設の使用に伴う汚染と特定又は推定」、「有害物質使用以外にその土地で行われていた事業活動による汚染と特定または推定」の順に多かった。

表 3-28 汚染原因

(件数:複数回答有)

			_										
	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指列	定件数	(第	VOC 一種) 適合	(第	总属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複1	合汚染	調査の 省略
	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質 使用特定施設の使用に伴う汚染と特定又は推定	38	98	136	586	21	135	74	381	0	0	40	69	1
上記の使用以外にその土地で行われた 事業活動による汚染と特定又は推定	16	52	68	157	7	15	54	124	0	0	7	18	0
周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と 特定又は推定	0	1	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0
埋土・盛土由来と判断	5	16	21	40	0	0	13	29	0	0	8	11	0
自然由来と判断	1	28	29	49	0	0	28	47	0	0	0	1	1
特定又は推定できなかった	26	180	206	382	6	11	184	339	0	0	15	31	1
その他	0	8	8	26	0	3	6	19	0	0	1	3	1
合計(延べ数)	86	383	469	1242	34	164	360	941	0	0	71	133	4
回答事例数	80	370	450	1160	34	159	344	879	0	0	66	116	6

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

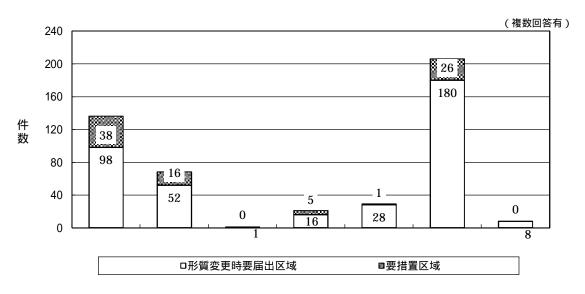


図 3-11 汚染原因(平成 23 年度)

注) ~ は下記番号を示す。

土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用等に伴う汚染と特定又は推定上記の使用等以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定 周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定

埋土・盛土由来と判断

自然由来と判断

特定又は推定できなかった

その他

注2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

3.2.8 汚染原因者

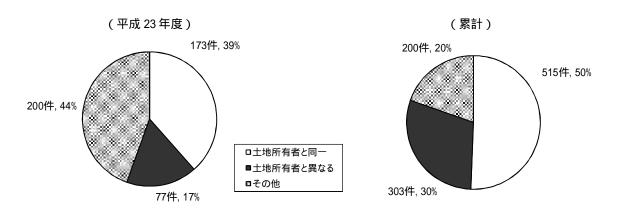
要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係は、表 3-29 及び図 3-12 のとお りである。回答のあった事例(平成 23 年度 450 件、累計 1,018 件)のうち汚染原因者が土地 所有者等と同一である事例は、平成 23 年度では 173 件(69%) 累計で 515 件(63%)であ った。また、要措置区域では回答があった 80 件のうち 39 件 (49%) 形質変更時要届出区域 では回答があった 370 件のうち 134 件 (36%) であった。

汚染原因者(推定を含む)の現在の所在についてみると、表 3-30 のとおりである。回答の あった事例(平成 23 年度 450 件、累計 1,011 件)のうち、平成 23 年度では 222 件で把握さ れていた。また、要措置区域では回答があった 80 件のうち 49 件(61%) 形質変更時要届出 区域では回答があった 370 件のうち 173 件 (47%) で把握されていた。

ペッ・23 万木原四百C-		. ひ月天川水		
関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定	件数
	H23	H23	H23	累計
土地所有者と同一	39	134	173	(515)
土地所有者と異なる	19	58	77	(303)
その他	22	178	200	(200)
回答事例数	80	370	450	(1018)

表 3-20 法処百田老と土地航右老等との関係

- 注1) 累計は平成21年度以前の指定区域を含む。 注2) その他は、未回答および自然由来等原因者不明である。



注) 指定区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

図 3-12 汚染原因者と土地所有者等との関係

表 3-30 汚染原因者の現在の所在把握状況

所在	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定	件数
	H23	H23	H23	累計
汚染原因者の現在の所在を把握している	49	173	222	(654)
汚染原因者の現在の所在を把握していない	18	197	215	(344)
その他	13	0	13	(13)
回答事例数	80	370	450	(1011)

- 注1) 累計は平成21年度以前の指定区域を含む。 注2) その他は、未回答および自然由来等原因者不明である。

3.2.9 污染原因行為

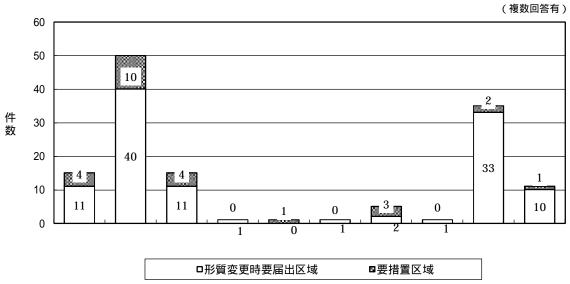
要措置区域等の汚染原因行為は、表 3-31、図 3-13 のとおりである。

平成 23 年度に指定された区域では、不明との回答を除くと、「汚染原因物質の不適切な取り 扱いによる漏洩」、「自然由来」、「施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故」及び「汚染原 因物質を含む排水の地下浸透」の順に多かった。

表 3-31 污染原因行為

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指足	定区域	(第	VOC 一種) 適合	(第	金属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複音	合汚染	調査の 省略
	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	4	11	15	81	1	14	9	63	0	0	5	12	0
汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	10	40	50	187	10	49	31	136	0	0	7	17	2
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	4	11	15	97	2	11	8	80	0	0	5	11	0
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	0	1	1	19	0	3	1	14	0	0	0	2	0
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、 原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制 に適合していたもの	1	0	1	4	0	0	1	3	0	0	0	1	0
廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄 (不適正な取扱いを含む)	0	1	1	5	0	1	1	3	0	0	0	1	0
残土の処理	3	2	5	10	0	0	5	11	0	0	0	1	0
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	0	1	1	8	0	0	1	7	0	0	0	2	0
自然由来	2	33	35	55	0	0	33	47	0	0	0	0	2
その他	1	10	11	24	0	0	9	22	0	0	1	2	1
不明	57	273	330	718	21	98	255	584	0	0	51	90	3
合計 (延べ数)	82	383	465	1208	34	176	354	970	0	0	69	139	8
	80	370	450	1057	34	158	344	854	0	0	66	116	6

- 注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。
- 注2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。



注)

~ は下記の回答番号を示す。 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故

汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩

汚染原因物質を含む排水の地下浸透

廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理

廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの

廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄(不適正な取扱いを含む)

排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等

自然由来

その他

図 3-13 汚染原因行為(平成 23 年度)

4. 土壤污染対策事例

4.1 措置の指示内容

要措置区域において、措置の指示内容は、表 4-1 から表 4-3 のとおりである。

指示内容の内訳は、地下水の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質測定」が、 直接摂取によるリスクに対する指示措置は「掘削除去」が多かった。

指示措置と実施措置の関係をみると、地下水の摂取等によるリスクでは、地下水の水質測定 の指示に対して行われた措置は、「掘削除去」が最も多かった。直接摂取によるリスクでは、 掘削除去の指示に対して行われた措置は、「掘削除去」が多かった。

表 4-1 措置の指示内容

	ž	旨示措置		話置の 示件数	(第	VOC 写一種) S適合	(第	金属等 第二種) 「適合	(第	養薬等 第三種) 「適合	複1	合 汚染
			H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
	地下水の水質	[測定	57	(87)	9	(14)	38	(61)	0	(0)	10	(12)
よた	原位置封じ込	∆ め	12	(26)	4	(11)	2	(5)	0	(0)	6	(10)
(a)	遮水工封じ込	∆ Ø	7	(17)	3	(9)	1	(3)	0	(0)	3	(5)
摂取り	遮断工封じ込	∆ め	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ク等		合計	76	(130)	16	(34)	41	(69)	0	(0)	19	(27)
直	盛土		6	(8)	0	(0)	5	(7)	0	(0)	1	(1)
接	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
リ摂ス取	土壌八揆ん	区域内土壌入換え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
クに	土壌汚染の	掘削除去	20	(21)	0	(0)	15	(16)	0	(0)	5	(5)
よっ	除去	原位置浄化による除去	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
る		合計	27	(30)	0	(0)	20	(23)	0	(0)	7	(7)

注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指示件数は一致しない。 注2) 【指示措置】は法第7条第3項で指示された措置である。

表 4-2 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

実施措置	地下	水の	原信	立置	遮刀	ΚI	地下水	汚染の		土壌汚夠	枠の除去		遮围	fΙ		不清	容化	
	水質0	り測定	封じ	込め	封じ	込め	拡大の)防止	掘削	除去	原位置による		封じ	込め	原位不常		不清 埋房	
指示措置	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
地下水の水質測定	15	(24)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	36	(54)	4	(4)	0	(0)	0	(1)	1	(1)
原位置封じ込め	3	(5)	1	(2)	1	(2)	1	(2)	9	(12)	7	(9)	0	(0)	0	(1)	1	(2)
遮水工封じ込め	2	(4)	1	(2)	1	(2)	1	(2)	5	(8)	4	(5)	0	(0)	0	(1)	1	(2)
遮断工封じ込め	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数とは一致しない。 注2) 【指示措置】は法第7条第3項で指示された措置、【実施措置】は実際に行った措置である。 注3) ()内の数字は、平成22年度からの累計件数である

表 4-3 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数:複数回答有)

_													\ \ \ \ XX	. 作を女义 🖰	
	実施措置	舗装(<u> </u>	** . L		土壌	∖換え		E#	_		土壌汚夠	ぬの除去	:
		リートファル		ΛV	禁止	区域9		区域内		盛	I	掘削	除去	原位置による	
指示措置		H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
盛土		3	(4)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	2	(3)	0	(0)
土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	1	(1)
工場八揆へ	区域内土壌入換え	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	1	(1)
土壌汚染の	掘削除去	0	(0)	0	(1)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	22	(22)	1	(1)
除去	原位置浄化による除去	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	2	(2)	1	(1)

- 注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数とは一致しない。
- 注 2) 【指示措置】は法第 7 条第 3 項で指示された措置、【実施措置】は実際に行った措置である。 注 3) ()内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である

4.2 対策の実施内容

要措置区域等において、指定に係る特定有害物質の種別別に、対策の実施内容をみると、表 4-4 のとおりである。

要措置区域等で行われた対策の実施内容は、「掘削除去」、「地下水の水質測定」、「原位置浄 化」の順に多かった。また、対策の対象となった特定有害物質は「重金属等」が最も多かった。

表 4-4 対策の実施内容

実施対	策	_	対策が実施された区域等	安拒	置区域 ミ施件数	要届	変更時 出区域 €施件数	対策穿	ミ施件数	(第	O C 一種) 適合	(第	会属等 二種) 適合	(第	薬等 三種) 適合	複合	洽 汚染	調査の省略
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
直	舗装(二	ンク	フリート、アスファルト等)	4	(5)	12	(20)	16	(50)	0	(0)	13	(46)	0	(0)	3	(4)	0
接り摂	立入禁止	Ė		5	(6)	7	(18)	12	(36)	0	(0)	8	(28)	0	(0)	3	(7)	1
ス取	土壌入物	色ラ	区域外土壌入換え	0	(0)	3	(4)	3	(6)	0	(0)	3	(6)	0	(0)	0	(0)	0
クによ	工機八號		区域内土壌入換え	0	(0)	1	(1)	1	(3)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0
る	盛土			0	(1)	8	(11)	8	(17)	0	(0)	6	(13)	0	(0)	2	(4)	0
地	地下水σ	小肾	質測定	15	(25)	34	(50)	49	(94)	6	(13)	38	(70)	0	(0)	4	(10)	1
下水	原位置封	tυi	込 め	1	(2)	2	(3)	3	(8)	0	(1)	1	(4)	0	(0)	2	(3)	0
o	遮水工封	tυi	<u>\</u> め	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(2)	0
リスク摂取等	地下水污	5染0	D拡大の防止	1	(2)	3	(4)	4	(4)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	3	(3)	0
	遮断工封	すじi	<u>\</u> め	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0
によ	不溶化	ر ر	原位置不溶化	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0
3	小冶1	L	不溶化埋め戻し	2	(3)	7	(7)	9	(10)	1	(1)	4	(4)	0	(0)	4	(5)	0
土壌	汚染の	掘肖	· 除去	59	(82)	217	(327)	276	(667)	18	(75)	231	(540)	0	(0)	27	(52)	0
陽	余去	原位	፤ 置浄化	8	(10)	12	(20)	20	(65)	10	(41)	4	(11)	1	(1)	5	(12)	0
			その他	0	(1)	4	(6)	4	(9)	0	(1)	1	(5)	0	(0)	0	(0)	3
			答事例数	76	(108)	271	(403)	347	(845)	29	(122)	274	(645)	1	(1)	42	(76)	1

- 注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。
- 注2) 1つの区域において、複数の対策が行われることがある。
- 注3) 【実施対策】は実際に行った対策である。
- 注4) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。
- 注5) 平成23年度汚染物質詳細を把握する前に対策を行っている5件を含む。

4.3 認定調査の実施状況

認定調査を実施した件数とその理由、また、適合した土量は表 4-5 に示すとおりである。平成 23 年度で実施された認定調査は 15 件であった。また、基準に適合した土量は合計で 83,770 m^3 であった。

表 4-5 自治体別の認定調査の実施状況(平成 23 年度)

自治体名	件数	理由	土量 (m³)
八戸市	1	規則第11条に基づき調査を省略した土地であったため。	100
仙台市	1	再調査のため。	8,050
さいたま市	1	再調査のため。	7,400
		不明	1,081
東京都	3	不明	3,690
		不明	5,707
横浜市	1	建物新築に伴い深部まで掘削する予定かつ、経費削減の意向があったため。	8,265
平塚市	1	再調査のため。	200
三重県	1	不明	570
		不明	83
		不明	225
大阪市	4	区域指定時、土壌汚染対策工事完了していたが、モニタリングが残っていたため。 区域の指定により、土壌汚染がない事の確認調査を実施したため。	4,683
		自然由来と考えられる汚染の調査結果があり、調査省略をし区域指定をしていたため。 工事の際に搬出される土壌の処分費用の軽減のため。	41,731
+/	2	形質変更時要届出区域の土壌が法の規制を受けないようにするため。	240
枚方市		形質変更時要届出区域の土壌が法の規制を受けないようにするため。	1,745
合計	15		83,770

4.4 汚染土壌の搬出及び処理の状況

要措置区域等において、掘削除去の措置を実施した際の、汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質をみると、表 4-6 に示すとおりである。

搬出先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「セメント製造施設」の順に多かった。処理された特定有害物質は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-6 汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質(平成 23 年度)

																								(件数	: 複	数回	答有)
							VOC	(第一科	Ē)								1	金属等	第二種)					農薬	等(第三	種)	
		搬出件数	四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	くるHDD ひんす 一・一・一	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	んぱんや	チオベンカルブ	トロウチ	ポリ塩化ピフェニル (PGB)	有機りん化合物
净化等処理施設	H23	171	0	1	4	14	0	0	19	1	0	18	9	3	42	17	20	0	12	98	50	67	19	0	0	0	0	0
净化专处理施設	累計	(253)	(0)	(1)	(6)	(20)	(0)	(1)	(26)	(2)	(0)	(25)	(11)	(5)	(60)	(27)	(27)	(1)	(12)	(137)	(67)	(90)	(28)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
セメント製造施設	H23	62	0	0	1	1	0	0	2	0	0	3	0	0	6	- 1	4	0	3	41	17	31	5	0	0	0	0	0
とアント表足形紋	累計	(86)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(11)	(1)	(4)	(0)	(4)	(54)	(17)	(40)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
埋立処理施設	H23	28	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	2	8	0	2	11	9	11	2	0	0	0	0	0
-22270-23000	累計	(45)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(7)	(2)	(13)	(0)	(2)	(19)	(14)	(13)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
分別等処理施設	H23	79	0	0	2	3	0	0	1	0	0	5	2	1	23	4	4	0	8	52	23	40	11	0	0	0	0	0
	累計	(104)	(0)	(0)	(2)	(3)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(6)	(2)	(2)	(28)	(6)	(6)	(0)	(8)	(64)	(28)	(51)	(12)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
合計	H23	340	0	1	7	18	0	0	24	1	0	26	11	4	75	24	36	0	25	202	99	149	37	0	0	0	0	0
	累計	(488)	(1)	(1)	(9)	(24)	(0)	(1)	(31)	(2)	(0)	(35)	(13)	(9)	(106)	(36)	(50)	(1)	(26)	(274)	(126)	(194)	(51)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)

- 注1) 各不適合項目には重複があるため、掘削除去件数とは一致しない。
- 注 2) 1件の掘削除去事例において、複数の処理施設に搬出する場合がある。 注 3) ()内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

4.5 対策実施後の区域の指定の状況

対策実施後の区域の指定の状況をみると、表 4-7 に示すとおりである。掘削除去による「形 質変更時要届出区域の指定の全部解除」が最も多かった。

表 4-7 対策実施後の区域の指定の状況

			区域指定の状況	73	ž Ž		要措置	置区域		形質	変更時	要届出	区域	手	審查
実放	拖対策			3 た し		全部	解除	一部	解除	全部	解除	一部	解除	き	あ る い は
				H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
直	舗装(コンク	フリート、アスファルト等)	6	(12)	4	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(1)	1	(3)
接リ摂	立入勢	≛止		5	(17)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	1	(1)
ス取	土壌ノ	t4	区域外土壌入換え	0	(1)	1	(1)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
クによ	上块/	(投ん	区域内土壌入換え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
る	盛土			3	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
地	地下水	くの水質	[測定	10	(25)	4	(5)	0	(0)	10	(16)	12	(12)	2	(6)
下	原位置	量封じ込	∆ Ø	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	1	(1)	0	(0)
水のサ	遮水工	封じ込	∆ め	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ス取り	地下水	<汚染σ	放大の防止	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	1	(1)	0	(0)
ク等に	遮断工	封じ込	∆ Ø	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ょ	工 浓 //	,	原位置不溶化	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
る	不溶化	L	不溶化埋め戻し	4	(5)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
土壌氵	5染の	掘削除	去	64	(87)	28	(37)	5	(6)	66	(134)	29	(38)	10	(33)
	去	原位置		6	(11)	1	(1)	1	(1)	1	(5)	3	(4)	2	(2)
		•	その他	3	(5)	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)

- 注 1) 複数の対策が併用されている場合もある。 注 2) ()内の数字は、平成22年度からの累計件数である。

5. 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例の全てを調査対象としてとりまとめた。

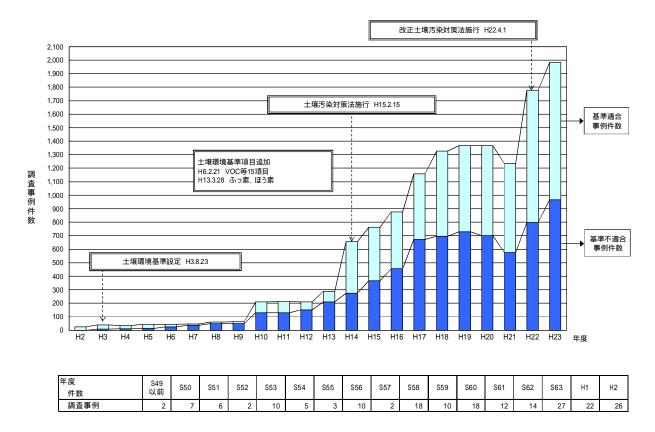
本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査(分析・測定)が行われた事例を「調査事例」と称することとし、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」呼ぶ。

「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査(分析・測定)を行った事例の ほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査(分析・測定)を行った事例、法施行以前の 土壌調査・測定事例も含まれる。

5.1 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 23 年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染事例の累計は、調査事例が 13,954 件、基準不適合事例が 7,022 件であった。

年度別に件数をみると図 5-1 のとおりである。平成 23 年度における調査事例は 1,961 件、うち法対象事例は 685 件であった。調査事例のうち基準不適合事例は 943 件、うち法対象事例は 468 件であった。



年度		по	Ши	H5	Н6	U7	H8	Н9	H10	H11	H12	H13	шии	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件	数	Н3	H4	сп	по	H7	пв	пэ	HIU	HII	HIZ	піз	H14	піэ	пто	H17	пів	нія	HZU	HZ1
調	查事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367	1,366	1,253
Г	うち法対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	90	164	185	265	244	240	299
	不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728	700	575
	うち法対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	48	77	81	71	94

年	度	H22	H23	計
	件数	HZZ	H23	āΤ
	調査事例	1,778	1,961	13,954
	うち法対象	519	685	2,691
	不適合事例	798	943	7,022
	うち法対象	275	468	1,178

- 注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に 把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。
- 注2) 各年度の集計基準は以下の通り。

「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事(政令市長)にあった年度で整理し、法に基づかない 事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注3) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

図 5-1 年度別の土壌汚染調査事例

5.2 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 23 年度の基準不適合事例 943 件及び平成 3 年度から平成 23 年度までの基準不適合事例 7,022 件において、特定有害物質別に件数をみると、表 5-1 のとおりである。

平成 23 年度に判明した基準不適合事例 943 件については図 5-2 のとおりであり、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計でみると、図 5-3 のとおりであり、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

																							(f	牛数:	複数回	答有)	
														特定有	害物質												
						VOC	(第一科	(1								重	金属等	(第二種)					農薬	等(第三	種)	
		四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス ー・ニ ジクロロエチレン	一・三 ジクロロブロベン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ 素及 びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ピフェ ニル (PCB)	有機りん 化合物
不適合	H23	8	19	37	62	7	17	88	20	10	90	80	29	128	71	83	3	46	532	281	336	71	3	3	3	5	3
事例	累計	(59)	(77)	(204)	(645)	(21)	(112)	(793)	(132)	(57)	(910)	(734)	(164)	(963)	(478)	(559)	(7)	(229)	(3,452)	(1,905)	(1,974)	(385)	(8)	(8)	(6)	(66)	(8)

表 5-1 特定有害物質別の基準不適合事例数

- 注1) 1件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。
- 注2) () 内の数字は、土壌環境基準設定以降、平成23年度末までの累計件数である。

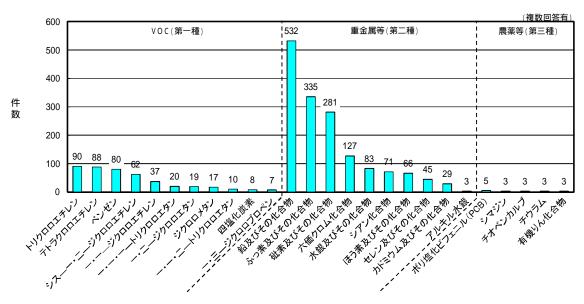


図 5-2 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 23 年度)

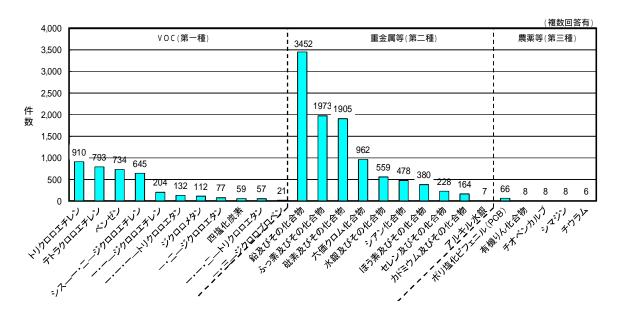


図 5-3 特定有害物質別の基準不適合事例数 (累計)

6. 自治体の取組状況等

6.1 污染土壤処理施設

1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数は表 6-1 に、届出等の件数は表 6-2 に示すとおりである。

許可されている件数は、「分別等処理施設」が最も多く、次いで「浄化等処理施設(浄化)」、「埋立処理施設」が多かった。特定有害物質別に許可されている件数をみると、「砒素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」「カドミウム及びその化合物」の順に多かった。

表 6-1 汚染土壌処理施設の許可件数

														特定	有害物質	別許可]件数							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		×××		
							VOC	2(第一種	重)									金属等	(第二種)					農薬	等(第三	種)	
		許可件数	四塩化炭素	ー・ニ ジクロロエタン	ー・ー ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	ー・ー・ー トリクロロエタン	ー・ー・ニ トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	マー セレン及びその化合物	2 鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ 素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	信 ポリ塩化ピフェ ニル (PCB)	有機りん化合物
浄化等処理施設 (浄化)	H23 累計	28 (55)	19 (37)	14 (32)	14 (32)	14 (32)	19 (37)	19 (37)	19 (37)	19 (37)	19 (37)	19 (37)	19 (37)	23 (43)	21 (40)	21 (40)	8 (16)	8 (16)	23 (43)	23 (43)	23 (43)	22 (41)	20 (38)	12 (23)	12 (23)	12 (23)	4 (7)	12 (23)
	H23	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	4	(30)	5	4	5	2	(20)
浄化等処理施設 (溶融)	累計	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(7)	(7)	(9)	(9)	(9)	(7)	(7)	(9)	(7)	(9)	(4)	(7)
	H23	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	11	8	8	7	10	11	11	10	10	0	0	0	0	0
浄化等処理施設(不溶化)	累計	(21)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(19)	(21)	(15)	(15)	(13)	(19)	(21)	(21)	(19)	(19)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	H23	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	1	0	0	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0
セメント製造施設	累計	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(23)	(22)	(1)	(0)	(0)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
埋立処理施設	H23	29	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	27	28	28	28	27	27	27	28	29	28	26	26	26	26	22	26
理业处理施設	累計	(51)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(47)	(48)	(50)	(50)	(50)	(48)	(48)	(49)	(50)	(51)	(49)	(47)	(47)	(47)	(47)	(40)	(47)
	H23	32	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	30	31	27	6	6	29	31	30	30	30	16	16	16	3	16
分別等処理施設	累計	(59)	(10)	(9)	(9)	(9)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(54)	(56)	(49)	(13)	(13)	(53)	(56)	(55)	(55)	(55)	(28)	(28)	(28)	(5)	(28)
A±1	H23	119	150	139	139	139	150	150	150	150	150	150	155	254	251	205	139	136	251	258	259	247	238	138	135	138	82	135
合計	累計	(218)	(198)	(187)	(187)	(187)	(198)	(198)	(198)	(198)	(198)	(198)	(204)	(342)	(340)	(279)	(185)	(181)	(339)	(348)	(349)	(333)	(323)	(186)	(182)	(186)	(107)	(182)

表 6-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数(平成 23 年度)

(件数:複数回答有)

			変	更					
		事故の届出	届出	許可	改善命令	休 止	廃止	開	許可の取消し
海ル竿加理旋転(海ル)	H23	0	26	9	0	0	0	0	0
净化等処理施設(浄化)	累計	(0)	(68)	(15)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)
净化等処理施設(溶融)	H23	0	5	0	0	0	0	0	0
伊10号处连加敌(冶 融)	累計	(0)	(9)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
海ル笠加田並乳 (石漆ル)	H23	0	9	3	0	0	0	0	0
浄化等処理施設(不溶化) 	累計	(0)	(19)	(6)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)
セメント製造施設	H23	0	3	0	0	0	0	0	0
ビグノト製造施設	累計	(0)	(4)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
₩☆加頭佐久	H23	0	6	5	0	1	1	0	0
埋立処理施設 	累計	(0)	(10)	(8)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
公则竿加理旋 弧	H23	0	33	9	0	1	0	0	0
分別等処理施設 	累計	(0)	(79)	(13)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況 は表 6-3、表 6-4 のとおりである。

許可されている浄化等処理施設は、「関東地区」および「中部地区」が最も多く、セメント製造施設は「関東地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「東北地区」が最も多く、分別等処理施設は、「近畿地区」が最も多かった。

表 6-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設(平成 23 年度)

(件数)

	浄化等処理施設		製セ	埋	処八			浄化等処理施設			製セ 埋		処八		
	節府県・政令市	浄 化	溶 融	不 溶 化	造メ 施ン 設ト	施立 設処 理	理施 設 分別等	都這	節府県・政令市	浄 化	溶融	不溶化	造メ 施ン 設ト	施立 設処 理	² 理施設
北海	北海道 札幌市	0 0	0 0	0	1 0	1 0	0		岐阜県 岐阜市	0	0	0	0	0	0
道地	函館市 旭川市	0 0	0	0		0 1	0		愛知県 名古屋市	3 1	0	1 0	0	0	3
X	計	0	0	0	1	2	0	中部	豊橋市	0	0	0	0	0	0
	青森県 青森市	0 0	0	0 0		0	0	地	岡崎市 一宮市	0 0	0	0	0	0	0
	八戸市 岩手県	0	0	0	1 1	0	0	X	春日井市 豊田市	0	0	0	0	0	0
	盛岡市 宮城県	0	0	0	0	0	0		三重県四日市市	1	1 0	1	0	1	1 0
東	仙台市	0	0	0	0	1	0		計	6	1	4	0	4	5
北地	秋田県 秋田市	3 0	0 0	2 0	0	1 1	1		滋賀県 大津市	0 1	0	0	0	0	0
X	山形県 山形市	1 0	0	1	0	3 1	1 0		京都府 京都市	1	0	0	0	0	0
	福島市	0	0	0	0	0	0		大阪府 大阪市	0	0	0	0	1	0
	郡山市	0	0	0	0	0	0		堺市	0	0	0	0	0	0
	<u>いわき市</u> 計	0 4	0	3		7	0		岸和田市 豊中市	1 0	0	0	0	0 0	1
	茨城県 水戸市	0 0	1 0	0	0	1 0	0		吹田市 高槻市	0	0	0	0	0	0
	つくば市 栃木県	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0		枚方市 茨木市	1 0	0	0	0	0	1 0
	宇都宮市	0	0	0	0	0	0	近畿	八尾市	0	0	0	0	0	0
	群馬県 前橋市	0 0	0 0	0 0	0	0	0	地区	寝屋川市 東大阪市	0	0	0	0	0	0
	高崎市 伊勢崎市	0 0	0 0	0	0	0	0		兵庫県 神戸市	0 1	0	0	0	1 0	0 2
	太田市 埼玉県	0 0	0	0	0 1	0	0		姫路市 尼崎市	1 2	0	0	0	0	1 2
	さいたま市川越市	0	0	0	0	0	0		明石市 西宮市	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	0	0	0	1	0	0		加古川市	0	0	0	0	0	0
	川口市 所沢市	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0		宝塚市 奈良県	0 0	0	0 0	0 0	0 1	0
	春日部市 草加市	0 0	0	0	0	0	0		奈良市 和歌山県	0	0	0	0	0	0
	越谷市 千葉県	0 2	0 0	0	0 0	0 2	0 2		和歌山市計	9	0	0 1	0	0	0 11
	千葉市 市川市	0	0	0	0	0	0		鳥取県 鳥取市	0	0	0	0	0	0
	船橋市	0	0	0	0	0	0		島根県	0	0	0	0	0	0
関	松戸市	0	0	0	0	0	0		岡山県	0	0	0	0	0	0
東地	市原市 東京都	1 0	0 0	0 1	0 0	0 1	0 1		倉敷市 広島県	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0
X	八王子市 町田市	0 0	0	0	0	0	0	中国	広島市 呉市	0	0	0	0	0	0
	神奈川県 横浜市	0 1	0	0	0 0	0 0	0 2	四	福山市 山口県	0 0	1	0	0	0	0
	川崎市	2	0	2	1	0	2	国地	下関市	0	0	0	0	0	0
	相模原市横須賀市	0	0	0	0	0	0	X	徳島県 徳島市	0	0	0	0	0	0
	平塚市 藤沢市	0 0	0 0	0		0 0	0		香川県 高松市	0 0	0	0	0	0 0	0
	小田原市 茅ヶ崎市	0 0	0	0		0	0		愛媛県 松山市	1 0	0	0	0	1 0	1
	厚木市 大和市	0 0	0	0		0 0	0		高知県 高知市	0 0	0	0	1 0	0	0
	新潟県	0	0	0	2	1	0		計	1 0	1	0	1 4	2	2
	新潟市 長岡市	0	0	0	0	0	0		福岡県北九州市	1	0	0	0	0	2
	上越市 山梨県	0 0	0 0	0		0	0		福岡市 久留米市	0	0	0	0	0	0
	甲府市 静岡県	0 0	0	0	-	0	0		佐賀県 長崎県	0	0	0	0	0	0
	静岡市 浜松市	0	0	0	0	0	0	九	長崎市 佐世保市	0	0	0	0	0	0
	沼津市	0	0	0	0	0	0	州	熊本県	1	1	0	0	1	1
	富士市	0 6	0 2	3	5	0 6	8	地区	熊本市 大分県	0	0	0	0	1	1
	富山県 富山市	0 1	0 0	0 2	0	0 2	0		大分市 宮崎県	0 0	0	0 0	0 0	1 1	0
中郊	石川県 金沢市	0 0	0	0		0 1	0		宮崎市 鹿児島県	0	0	0	0	0	0
部地	福井県 福井市	0	0	0	0	0	0		鹿児島市 沖縄県	0	0	0	0	0	0
X	長野県	0	0	0	0	0	0	_	一 計	2	1	0	5	5	4
	長野市 松本市	0	0	0		0	0		合計	28	5	11	14	29	32

6.2 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 103 自治体において、その内容を分類すると表 6-4 及び表 6-5 のとおりである。条例等の内容は「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 58 件で最も多かった。

表 6-4 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、 未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等						当 13 /		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、 あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	1	1	1	26	29	30	33	25	25
土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の 独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5
土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、 また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18
その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18
土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、 調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25
汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、 又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	6	5	6	8	8	15	22	37
汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、 土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58
土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市		68	72	73	76	80	84	93	103

表 6-5 「 その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容

札幌市	土壌汚染の未然防止のため、有害物質の取扱場所の構造基準等を設けている。
青森市	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け。
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処分基準、委託基準等を規定。汚染土壌を 県内で処分する場合、その適正な処分を確保するための事前届出等を規定。各種措置の実効性 を担保するため、改善命令、措置命令、報告徴収、立入検査及び罰則を規定。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した汚染についての対策要綱。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類の定め。
神奈川県	土壌汚染が発見された場合には、県、市の関係機関が検討会を開催して対策方法を検討する。
金沢市	・有害物質等の適正管理による未然防止。・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、T-Hg、Pb、As)を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。) に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の 調査を規定。
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告する義務。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者に土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告させるもの。
福岡県	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況報告を提出を規定 し、また法に定めの無い届出の様式を規定した要綱。 未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設で、有害物質の管理状況点検結果や有害物質が土壌に多量に飛散し、 流出したことにより、人への暴露のおそれ等がある場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原 因等に係る調査を行うこととなっている。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

北海道 北海道公害防止条例 岩手県 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 岩手県土壌汚染対策指針 宮城県 汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱 山形県 山形県生活環境の保全等に関する条例 茨城県 茨城県生活環境の保全等に関する条例 改正 栃木県 栃木県生活環境の保全等に関する条例 栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱 新規 群馬県 群馬県の生活環境を保全する条例 改正 埼玉県 埼玉県生活環境保全条例 千葉県 千葉県環境保全条例 東京都 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 東京都十壌汚染対策指針 神奈川県 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 新潟県 新潟県生活環境の保全等に関する条例 石川県 ふるさと石川の環境を守り育てる条例 福井県 福井県公害防止条例 山梨県 工場等における地下水汚染防止対策指導指針 長野県 長野県公害防止に関する条例 岐阜県 岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱 静岡県 静岡県生活環境の保全等に関する条例 愛知県 県民の生活環境の保全等に関する条例 愛知県土壌汚染等対策指針 三重県 三重県生活環境の保全に関する条例 滋賀県 滋賀県公害防止条例 京都府環境を守り育てる条例 京都府 大阪府 大阪府生活環境の保全等に関する条例 大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針 改正 大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針 改正 兵庫県 環境の保全と創造に関する条例 奈良県 生活環境保全条例 和歌山県 和歌山県公害防止条例 鳥取県 鳥取県公害防止条例 改正 島根県 島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱 岡山県 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 新規 広島県 広島県生活環境の保全等に関する条例 徳島県 徳島県生活環境保全条例 香川県 香川県生活環境の保全に関する条例 愛媛県 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱 福岡県 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 新規 福岡県土壌汚染対策指導要綱 宮崎県 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例 沖縄県 沖縄県生活環境保全条例 札幌市 札幌市生活環境の確保に関する条例 旭川市 旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱 新規 青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領 青森市

八戸市 八戸市公害防止条例

八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

秋田市 秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱 山形市 山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱

いわき市 いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領

水戸市 水戸市公害防止条例

宇都宮市 宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱

前橋市 土壌及び地下水汚染対策要綱

高崎市 高崎市公害防止条例

太田市 太田市土壤污染対策法関係施行要領

太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

さいたま市 さいたま市生活環境の保全に関する条例

草加市 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例

越谷市 越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱

千葉市 千葉市環境基本条例

千葉市環境保全条例

千葉市土壌汚染対策指導要綱

市川市 市川市環境保全条例

市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

船橋市 船橋市環境保全条例 柏市 柏市環境保全条例

市原市 市原市生活環境保全条例

市原市民の環境をまもる基本条例

八王子市 八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱

町田市 町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱 新規

横浜市 横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱

> 横浜市生活環境の保全等に関する条例 汚染土壌処理業許可等に関する指導要領

川崎市 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱

汚染土壌処理施設等専門家会議要綱

横須賀市 横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例

新潟市 新潟市生活環境の保全等に関する条例

金沢市 金沢市環境保全条例 福井市 福井市公害防止条例 長野市 長野市公害防止条例 岐阜市 岐阜市地下水保全条例

浜松市 浜松市土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 名古屋市

土壤汚染等対策指針

土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針 名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例

豊橋市 豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防

及び調整に関する条例

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防

及び調整に関する条例施行規則

岡崎市 岡崎市生活環境保全条例

一宮市 一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱

春日井市土壌汚染対策法施行細則 春日井市

春日井市生活環境の保全に関する条例

65

新規

改正

改正

	春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	
豊田市	豊田市土壌汚染対策法施行要綱	
京都市	京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱	新規
<u>大阪市</u>	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
<u>堺市</u>	堺市汚染土壌処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	新規
吹田市	吹田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	
高槻市	高槻市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	
枚方市	枚方市公害防止条例	
	枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	
茨木市	茨木市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	
八尾市	八尾市公害防止条例	
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	
	東大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	新規
姫路市	姫路市汚染土壌浄化施設の認定の手続等に関する要綱	
	姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	
	工場跡地に関する取扱要綱	
	尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
加古川市	加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
岡山市	岡山市汚染土壌の処理に係る指導要綱	新規
<u> 倉敷市</u>	倉敷市汚染土壌処理に関する指導要綱	新規
北九州市	北九州市土壌汚染対策指導要領	改正
佐世保市	佐世保市環境保全条例	
熊本市	熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	改正
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	
宮崎市	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	

法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けいている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの。

土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。

土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。

その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。

土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。

汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。

汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止 を図るもの。

土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

都道府県·政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等 (下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に報告があったもの)

茨城県 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

栃木県 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

埼玉県 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

千葉県 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

石川県 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

岐阜県 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務化等)

京都府 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

兵庫県 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

兵庫県 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱

和歌山県 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(外部から搬入する土壌

の検査を行わせる等)

徳島県 徳島県生活環境保全条例(土砂等の埋立等に関する環境保全)

香川県 香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

愛媛県 愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

高知県 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 大分県 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

秋田市 秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱

水戸市 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

つくば市 つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例

宇都宮市 宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

さいたま市 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 熊谷市 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 所沢市 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例 春日部市 春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

千葉市 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 市川市 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 船橋市 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

柏市 柏市土砂等埋立て等規制条例

市原市市市は砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

相模原市相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

長岡市 長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置

を定める条例

富士市 富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

春日井市 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務付け)

大津市 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導 指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容と する条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 265 自治体において、その内容を分類すると表 6-6 のとおりである。条例等の内容は、「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 210 件で最も多かった。

表 6-6 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、 未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

	i	政令市以外における条例、要綱、指導指針等の数						Ž	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、 あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	-	2	4	4	4	6	7	7	8
土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の 独自の基準を設けているもの	-	1	0	0	0	2	2	3	3
土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、 また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	-	2	3	4	4	4	4	3	2
その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	-	1	2	3	1	1	4	6	6
土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、 調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	3	1	2	2	5	5	4	4
汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、 又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	0	1	0	0	1	2	2	11
汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、 土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	-	170	159	155	171	185	197	185	210
土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	-	29	22	36	39	40	44	48	48
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市区町村合計数	-	204	192	194	211	224	233	237	265

政令市以外の市区町村が定めている条 例、要綱、指導指針等

北海道	帯広市	带広市公害防止条例	
10/4/2	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	
	江別市	江別市公害防止条例	
	登別市	登別市公害防止条例	
	恵庭市	恵庭市公害防止条例	
	伊達市	伊達市公害防止条例	
	石狩市	石狩市公害防止条例	
	北斗市	北斗市公害防止条例	
	福島町	福島町公害防止条例	
	長万部町	長万部町公害防止条例	
	倶知安町	倶知安町環境基本条例	
	余市町	余市町公害防止条例	
	中富良野町	中富良野町生活環境保全条例	
	下川町	下川町環境保全条例	
	遠軽町	遠軽町環境基本条例	
	豊浦町	豊浦町公害防止条例	
	洞爺湖町	洞爺湖町公害防止条例	
	安平町	安平町環境基本条例	
	音更町	音更町公害防止条例	
	芽室町	芽室町公害防止条例	
	幕別町	幕別町公害防止条例	
	厚岸町	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	
	標津町	標津町公害防止条例	
	新十津川町	新十津川町環境基本条例	
	別海町	別海町公害防止条例	
	遠軽町	遠軽町環境保全条例	
	中頓別町	中頓別町環境基本条例	
秋田県	大館市	大館市環境保全条例	
		大館市土壌搬入協議要綱	
東京都	大田区	大田区土壌汚染防止指導要綱	
	板橋区	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	
	江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	
	江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	
	荒川区	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例	
		荒川区市街地整備指導要綱	改正
	足立区	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対	改正
		応に関する基本指針	
		足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	改正
	西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に	
		係る事務取扱指針	
長野県	岡谷市	岡谷市公害防止条例	
	伊那市	伊那市環境保全条例	
	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	
	辰野町	辰野町公害防止条例 	
	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	
	宮田村	宮田村環境保全条例	
	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	
	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	

岐阜県	御嵩町	御嵩町環境基本条例	
		御嵩町公共事業における環境配慮指針	
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	
	近江八幡市	近江八幡市環境保全に関する条例	
大阪府	<u>池田市</u>	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	<u>箕面市</u>	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	新規
	泉大津市	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	新規
	<u>河内長野市</u>	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	富田林市	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	<u>大阪狭山市</u>	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	太子町	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	<u>河南町</u>	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	千早赤阪村	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
	<u>阪南市</u>	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	新規
徳島県	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	<u>石井町</u>	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災	新規
		害の発生の防止に関する条例	
福岡県	大牟田市	大牟田市環境基本条例	
	小郡市	小郡市環境保全条例	
	古賀市	古賀市環境基本条例	
		古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	
	宮若市	宮若市環境基本条例	
	嘉麻市	嘉麻市環境基本条例	
	那珂川町	那珂川町環境基本条例	
	鞍手町	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	
	みやこ町	みやこ町環境保全条例	
	赤村	赤村環境保全条例	
	東峰村	東峰村自然環境保全条例	
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防	
		止に関する条例	

法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けいている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの。

土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。

土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。

その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。

土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。

汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。

汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止 を図るもの。

土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、 埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

茨城県 日立市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、土浦市、石岡市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、常総市、潮来市、筑西市、桜川市

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

常陸太田市、小美玉市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、古河市、 結城市、下妻市、鹿嶋市、坂東市、神栖市、行方市、鉾田市、八千代市、五霞町、境町

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

つくばみらい市 つくばみらい市環境保全条例

栃木県 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、下野市

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

野木町 野木町うるおいのあるまちづくり条例

群馬県 桐生市 桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

板倉町 板倉町残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱

板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例

邑楽町、藤岡市

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

埼玉県 行田市、狭山市、羽生市、入間市、久喜市、蓮田市、嵐山町、皆野町、杉戸町、横瀬町、小鹿野町 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

秩父市、桶川市、北本市、幸手市、上尾市、和光市、新座市、深谷市

土砂等のたい積の規制に関する条例

本庄市、三郷市、越生町、鳩山町、美里町、宮代町

土砂のたい積の規制に関する条例

飯能市、加須市、日高市、ときがわ町

環境保全条例

東松山市、滑川町

土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例

八潮市 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例

毛呂山町 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例

千葉県 佐倉市、神崎町

土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

銚子市、成田市、東金市、八街市

土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

館山市、野田市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

大網白里町 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

木更津市、茂原市、旭市、習志野市、流山市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、 印西市、白井市、酒々井町、横芝光町、勝浦市

10111、口开巾、眉又开则、惧之无则、肠用巾

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

我孫子市 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

匝瑳市 土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例

神奈川県 秦野市、伊勢原市、大井町

土地の埋立等の規制に関する条例

南足柄市、中井町

土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例

長野県 信濃町 信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例

岐阜県 美濃市 住みたいまち美濃市の環境を守る条例

愛知県 みよし市、一色町、阿久比町

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

犬山市 犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例

大口町 大口町地下水の水質保全に関する条例

豊明市 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

日進市 土砂の採取及び埋立てに関する条例

東郷町 東郷町土質等規制条例

美浜町 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例

滋賀県 野洲市 野洲市生活環境を守り育てる条例 高島市 高島市未来へ誇れる環境保全条例

京都府 亀岡市 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関す

る条例

八幡市 八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採

取事業の規制に関する条例

京田辺市 京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例

京丹波町 京丹波町の環境保全等に関する条例

大阪府 富田林市 富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例

岬町 岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例

柏原市 柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

河内長野市 河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

兵庫県 洲本市、南あわじ市

土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例

淡路市 淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例

奈良県 宇陀市 宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生

の防止に関する条例

高取町 高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

徳島県 阿南市 阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

勝浦町 勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

石井町土砂及び再生採石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防

止に関する条例

愛媛県 今治市 吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

(吉海町に限定)

福岡県豊前市、吉富町、上毛町

土砂等のたい積の規制に関する条例

築上町、みやこ町

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

熊本県 南関町 南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

例

大分県 豊後高田市、宇佐市

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

杵築市、日出町、姫島村

土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例

国東市、中津市

土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

佐伯市 佐伯市埋立て等規制条例

鹿児島県 志布志市 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

6.3 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村は表 6-7 に示すとおりである。事務権限を委譲している都道府県は 6 自治体、委譲を受けている市町村は 20 自治体であった。

表 6-7 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び 事務権限の委譲を受けている市町村

地方自治法に基づき市町村まで事務の	地方自治法に基づき事務権限の				
権限を委譲している都道府県	委譲を受けている市町村				
	花巻市				
岩手県	北上市				
	宮古市				
茨城県	笠間市				
埼玉県	久喜市				
福井県	鯖江市				
	池田市				
	箕面市				
	豊能町				
	能勢町				
	泉大津市				
	忠岡町				
大阪府	河内長野市				
	富田林市				
	大阪狭山市				
	太子町				
	河南町				
	千早赤阪村				
	委譲を受けている市町村 花巻市 北上市 宮古市 宮古市 笠間市 久喜市 鯖江市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町 泉大津市 忠岡町 河内長野市 富田林市 大阪狭山市 太子町 河南町				
岡山県	新見市				

6.4 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定については、表 6-8 のとおり、3 自治体で策定されていた。

表 6-8 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度		
大阪府	大阪府土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 22 年度		
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 19 年度		
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 18 年度		

2)補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度(管内において土壌汚染が判明した場合、土地所有者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の補助、融資等の財政的支援を行うことができる制度)の保有状況等は表 6-9 から表 6-13 のとおりであり、33 自治体が補助や融資制度を有していた。

表 6-9 補助融資制度の有無

E.A Illustration de Lateries de Lateries											
		都道府県・政令市の数									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33		
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122		
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155		

表 6-10 補助融資制度の利用有無

		都道府県・政令市の数									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		
制度が利用されたことがある	-	0	0	2	2	2	2	3	3		
制度が利用されたことはない	ı	37	37	35	31	32	31	29	30		
回答自治体数	-	- 37 37 37 33 34 33									

表 6-11 補助融資制度の財政的支援の対象

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数								
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
土壌汚染の調査	-	12	13	14	15	15	14	13	14
土壌汚染対策	ı	21	18	23	25	26	25	23	25
モニタリング	1	4	4	5	6	7	6	6	7
その他	-	6	8	7	7	10	10	11	9
回答合計数	-	43	43	49	53	58	55	53	55

都道府県・政令市が定めている補助・融資制度 (下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に報告があったもの)

北海道 中小企業総合振興資金

宮城県 中小企業融資制度(環境安全管理対策資金)

福島県 福島県環境創造資金融資制度 栃木県 栃木県環境保全資金融資制度 群馬県環境生活保全創造資金融資

埼玉県 環境みらい資金貸付制度

東京都 産業力強化融資(チャレンジ)

神奈川県 中小企業制度融資 - フロンティア資金

新潟県 新潟県環境保全資金融資制度 石川県 石川県環境保全資金融資制度 静岡県 環境保全資金利子補給制度 愛知県 環境対策資金融資制度

三重県 三重県中小企業融資制度(環境保全資金)

岡山県 岡山県中小企業振興資金融資制度(環境対策資金) 愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度 福岡県環境保全施設等整備資金融資制度

仙台市 仙台市中小企業融資制度の環境保全促進資金

高崎市 中小企業地球環境改善資金融資制度

千葉市 環境経営応援資金

長野市

船橋市 船橋市中小企業融資制度 柏市 柏市中小企業資金融資制度 横浜市 横浜市中小企業金融制度 川崎市 土壌汚染対策資金融資 平塚市 平塚市中小企業融資制度 金沢市 金沢市産業振興資金

沼津市 沼津市環境保全資金利子補給制度 富士市 環境保全資金貸付金利子補給制度 名古屋市 名古屋市環境保全設備資金融資 岡崎市 環境対策融資あっせん制度

環境保全対策資金

豊田市 豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

福山市福山市環境保全資金融資制度

福岡市 福岡市商工金融資金制度(公害防止資金)

表 6-12 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	
具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	
現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	

表 6-13 補助融資制度の制定・改正の理由・背景

	表 6-13 補助融資制度の制定・改正の理由・背景
自治体名	補助融資制度の制定・改正を「 具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
茨城県	土地所有者が、調査をするための資金がないために土壌汚染状況調査の実施できないことが考えられるため。
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定等は検討していないが、法改正に伴い、調査事例の増加により土壌汚染事例も増えることが想定される。 これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策が円滑に進められるために必要。
大分県	土地所有者等が、調査・対策等をする際に資金があるとは限らないため。
沖縄県	法第4条の届出により汚染のおそれの把握の機会が増えたことにより、土壌調査命令件数も増えることが予想され、その際、土地所有者(個人)等において、調査に関する費用が負担となることが想定されるため。
青森市	有害物質使用特定施設を廃止した零細事業者(個人経営のクリーニング店等)は、土壌汚染状況 調査等の多額の経費負担に耐えられない。
八戸市	土壌汚染対策の費用の捻出ができない事例が想定されるため。
盛岡市	必要性はあると思うが、現時点では制定の予定はない。
山形市	汚染が認められている土地については、土地売買に係る費用より汚染土壌対策に係る費用が高く なる場合があり、結果として土地の買い手がなく、汚染土壌対策が進まない状況が見られる。
つくば市	原因者及び土地所有者が資金面で調査等の実施が困難である場合が想定されるので、当該制度の 制定を検討する必要がある。
川越市	土地所有者等に調査・対策を行うだけの費用負担能力がない場合が考えられるため。しかし、政令市のような都道府県と比べて小さい自治体で税金を投入することは難しい。
町田市	補助融資制度があれば資金難を理由とした土壌汚染の放置の減少につながると思われるため。
甲府市	補助融資制度の必要性は感じているが、甲府市内に指定区域がないことや、法に伴う土壌対策を必要とする土地がなかったことなどから、現在まで制度制定に至っていない。
岐阜市	今後、補助融資制度の利用を希望する土地所有者が現れる可能性があるため。
吹田市	補助融資制度を制定することで、土地所有者等へ法の運用が円滑にすすめられ、人の健康に係る被害の防止になると考えられるが、市の財政に余裕がないため。
東大阪市	本市では中小零細企業が多く、貸工場などで廃止する場合に夜逃げ等で土地所有者が費用を負担 して調査・対策をするといったケースや廃業時に調査費用もないといった事業者もいるため。
加古川市	補助融資を活用した方が望ましい事例が予想されるため。
奈良市	今後、当市においても土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、 土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	土地を借りて有害物質使用特定施設を用いた工場の操業を行っている場合において、倒産等によって使用廃止となり、かつ工場責任者に連絡が取れない際には土地所有者の負担で調査・措置の 実施が必要とされるケースが想定されることから。
広島市	工場・事業場が借地で操業していたが、倒産により浄化対策を実施できない場合があり、更に土地所有者についても浄化対策を実施するほどの資産がない場合があるため。
呉市	過去に必要であったことはないが、いざというときのことは考えておきたい。
鹿児島市	零細企業や個人経営による有害物質使用特定施設が廃止された場合、調査等の費用負担能力があるとは限らない。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の有無については表 6-14 から表 6-16 のとおりである。

「必要性について判断できない」が84自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が54自治体であった。「ない(その他)」の内容として、「現在必要でない」との回答が多かった。

表 6-14 基金等の保有状況

			i	都道府」	果· 政令	市の数	ζ		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2
ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1
ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54
ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84
ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155

表 6-15 保有している基金の名称及び保有していない自治体の基金を必要としない理由

自治体名	基金の名称等 「 基金等がある」の内容
イ井旧	「ちば環境再生基金」同基金は県及び市町村の実施する事業が対象で、廃棄物の撤去など(法
千葉県	の対象外に限る)の原状回復に利用されている。
	【岐阜県環境浄化機材貸出要領】
岐阜県	揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のため
	の資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。

表 6-16 基金を必要としない理由

	大 0 10 全並とが女としるりた日
自治体名	基金を必要としない理由 「 ない(その他)」の内容
青森県	現在のところ不要と考えている。
岩手県	現段階で必要性が低く、検討を行っていない。
福島県	具体的な要望があった段階で土壌浄化費用の助成制度整備の検討を行う。
神奈川県	これまでに事例がない。
奈良県	現在のところ必要ない。
山口県	土壌汚染の除去措置等の事案が発生した時点で必要性を検討する。
徳島県	必要であると考えるが、基金等の設置は困難である。
長崎県	本県では、基金等の必要性について検討していない。
	土地所有者に過失がない場合、又は汚染原因が不明である場合については必要であると判断さ
郡山市	れるが、不適切な施設管理等、事業者(汚染原因者)に過失がある場合については公費で補助
	又は融資を行うことは適切ではないと思慮される。
川口市	市町村単独で基金を設けるよりも、県や国、広域連合の形で基金を設立、運用したほうがよい
יוורוויו	と考える。
	広範囲の地下水汚染で、汚染原因者が複数存在するサイトの浄化対策のために、汚染物質を使
千葉市	用していた事業者から寄付を募り、市からの拠出と合わせ基金を設立した。特定の地域の汚染
	に対応するための基金なので、他の地域の汚染対策には利用することはできない。
横浜市	必要と考えるが、自治体として予算措置をするためには、さらなる議論が必要と考える。
静岡市	基金等の助成制度はなく、検討も行っていない。
豊中市	現在においては具体的に基金等が必要な事例が出ていない。